

令和2年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月4日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
- 日程第 6 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 7 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の変更に
ついて
- 日程第10 議案第 4号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 5号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 6号 御宿町防災行政無線戸別受信機設置条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 御宿町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定
について
- 日程第14 議案第 8号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 御宿町国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
3番	市東和之君	4番	土井茂夫君
5番	立野暁広君	6番	藤井利一君
7番	貝塚嘉軼君	8番	高橋金幹君
9番	伊藤博明君	10番	堀川賢治君
11番	北村昭彦君	12番	滝口一浩君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	殿岡豊君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	埋田禎久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	渡辺晴久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料により了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時30分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。8番、高橋金幹君、9番、伊藤博明君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日から9日間とし、本日は議長からの諸般の報告、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、3人の一般質問、選挙第1号、選挙第2号を行い、議案第1号から第12号までを順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

5日は、議案第13号から議案第25号までを順次上程の上、質疑の後、採決を行い、議案第26

号の議案説明まで行い、散会いたします。

6日から11日まで休会とし、12日に議案第26号の質疑、採決を行い、発議第1号の説明、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、本議会の会期を本日から12日までと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12日までの9日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告につきましては、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、人事案件2議案、契約関係1議案、指定管理2議案、条例の新規制定2議案、条例改正9議案、計画策定1議案、補正予算案4議案、各会計の新年度当初予算5議案の計26議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命につきましては、令和2年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、豆田久美子氏に代わり、新たに井上恵理子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。任期につきましては、令和2年4月1日より令和6年3月31日までの4年間でございます。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、堀川定保委員が本年3月末をもって固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となりますので、新たに植田行貴氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものです。略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。任期につきましては、令和2年4月1日より令和5年3月31日までの3年間であります。

議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の変更につきましては、令和元年6月12日に議決されました御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、御宿町駅前駐車場の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンの指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号 御宿町防災行政無線戸別受信機設置条例の制定については、御宿町防災行政無線のデジタル化に伴い、防災行政無線戸別受信機の設置条例を新たに制定するものであります。

議案第7号 御宿町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、町の条例や規則等に基づく申請、届出、その他の手続等に関し、従来の書面による手続に加えまして、情報通信技術を利用して行うことができるよう条例を制定するものであります。

議案第8号 監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、条項の移動があるため、その規定を引用している監査委員に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、これにより特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたところであります。地方公務員法の改正では、専門的な知識、経験を有する者が就く職であって、助言、調査、診断の事務を行うものに限るなどの規定が追加され、特別職非常勤職員は限定的なものとされたことから、本条例案は現行において新法に該当しない職について改めるものでございます。

議案第10号 御宿町国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国保の広域化により町国保特別会計が安定的な運営をできることとなったことに伴い、基金への積立てについて条例の一部の改正をするものでございます。なお、本条例案につきましては、去る2月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第11号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、いわゆる改正デジタル手続法の施行に伴い、取扱手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法に基づき市町村が条例で定めることとされている、特定教育・保育施設の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の子どもの副食費について、保護者から受け取ることができる費用に加えるとともに、用語について従来の支給認定を教育・保育給付認定に改めるものでございます。

議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第9号と同様の理由により、非常勤特別職であった月の沙漠記念館長の権限の見直しを行うため改正を行うものでございます。

議案第14号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第9号と同様の理由により、プール運営委員について非常勤特別職として条例による位置づけを行うものでございます。

議案第15号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、条項の移動があるため、その規定を引用している御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されること、また、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく住居手当の改正を行うため、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画案については、次世代育成支援対策法及び子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する計画で

ございます。平成27年3月に策定いたしました御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和元年度末で終了することから、第2期計画として令和2年度を初年度とする5か年間の計画を策定いたしました。今後も、子育て環境の整備のさらなる充実を図るとともに、町全体で子どもと子育て家庭を支える体制を構築することで、子育てしやすい町づくりに努めてまいります。なお、本計画につきましては、去る2月18日に子ども・子育て会議の審議を経ておりますので申し添えます。

議案第18号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）については、歳入歳出それぞれ3,146万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億285万2,000円とするものでございます。主な補正の理由は、保険給付費の減額でございます。なお、本補正予算につきましては、去る2月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第19号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,140万5,000円とするものでございます。主な補正の内容は、保険料の増額及び保険基盤安定拠出金の決定による減額でございます。

議案第20号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第3号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ668万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億3,843万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、介護保険料が当初見込みを下回ったことにより、減額を行い、総務費及び地域支援事業費の年度末までの執行を勘案し、予算の調整を行うものでございます。法定負担分としての国・県支払基金からの支出金や保険料、一般会計からの繰入金の減額を行いました。

議案第21号 令和元年度御宿町一般会計補正予算案（第9号）につきましては、補正予算は歳入歳出ともに1,661万円を追加し、補正後の予算総額を38億622万円とするものでございます。歳入歳出予算では、昨年11月の豪雨により、のり面が崩落し、現在も片側通行となっておりますメキシコ記念塔へ進入路の落石対策工事に要する経費の計上、台風により被災されました農業者や漁業者、住民の方々への適切な補助、また、後年度の財政需要に備えた基金への積立てを行うほか、事業の完了や進捗に伴う予算調整を行っております。

なお、財源につきましては、完了した事業の不用額のほか、国・県の補助制度、町債制度を活用し、なおも不足する財源につきましては、繰越金を追加して対応いたします。このほか、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めること、また、事業の

終了等伴う町債の変更をお願いしてございます。

議案第22号 令和2年度御宿町水道事業会計当初予算案につきましては、第3条予算、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益3億6,368万2,000円、水道事業費用3億6,017万円を、第4条予算につきましては、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入3,638万3,000円、資本的支出1億3,874万7,000円を計上し、完全な水の安定供給を重点に、施設の更新、整備に努めた予算編成をいたしました。

議案第23号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計予算案につきましては、予算の大半を占める保険給付費と国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度実績や県の算定結果を基に算出し、編成をいたしました。予算総額11億4,121万8,000円、対前年度比0.4%増の主な要因は、保険給付費と保健事業費等の増額の影響によるものでございます。引き続き、収納率向上対策、医療費の適正化及び保健事業等を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。なお、本補正予算につきましては、去る2月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第24号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から示されました、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金を基に編成いたしました。予算規模といたしましては、前年度と比較しますと7.7%増の1億6,333万9,000円といたしました。

議案第25号 令和2年度御宿町介護保険特別会計予算案につきましては、第7期介護保険事業計画の最終年度となる令和2年度の予算案は、認定者数や介護サービスの利用など、計画値を踏まえ、サービスの利用状況や高齢者人口の伸びなどを勘案しながら保険給付費を見込みました。また、介護予防日常生活支援総合事業や任意事業、包括的事業など、地域支援事業費を計上し、高齢者の皆様が健康で生き生きと生活し、介護が必要となっても地域で安心して暮らすことができる環境を構築するとともに、地域包括支援センターを核とし、高齢者の自立支援や地域における支え合いの体制をつくり、個々の状況に応じたサービス提供体制の充実に向けて各事業に取り組みます。予算規模といたしましては、前年度と比較いたしますと0.4%減の11億654万5,000円といたしました。

議案第26号 令和2年度御宿町一般会計予算案につきましては、歳入歳出ともに37億8,100万円とし、令和元年度と比較し1億1,220万円、3.1%の増となりました。増額となりましたのは、後期基本計画に基づき執行する防災行政無線デジタル化整備事業や、道路インフラ長寿命化修繕事業等に係る経費が、前年度と比べ増加したことによるものでございます。予算の内容

につきましては、今申し上げました防災行政無線のデジタル化などの防災への備えや、生活基盤の整備のほか、老朽化した公共施設への対応、社会福祉の充実、産業教育の振興、地方創生に向けた取組、さらには、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う事業など、あらゆる行政目的において、住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。予算の編成にあたりましては、笑顔と夢が膨らむ町づくりを基本理念に掲げるとともに、将来への財政負担を考慮しながら、後期基本計画や地域再生計画との整合性を図ることはもちろんのこと、事業費の精査を重ね、経費節減を徹底しつつ、住民が希望を持ち、住んで良かったと思う特色ある町づくりに向け、主要な事業に予算を配分いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。私の公務の日程の報告につきましては、配付をさせていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

町の新型コロナウイルス対策に関しまして、ご報告を申し上げます。

2月25日に、感染症対策のための住民向けの周知文書の配布を行うとともに、県内での感染者が増えている状況を踏まえ、26日には、御宿町新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。感染拡大防止対策への対応として、町主催のイベントや会議等で不特定多数の参加が見込まれるものにつきましては、当面の間、原則延期または中止とすることとさせていただきました。同時に、職員の対応といたしまして、発熱などの風邪の症状が見られるときは出勤を控えること、微熱が37.5度以上4日間続く場合は保健所に連絡し、指導の下、医療機関へ受診することなど、周知したところでございます。

27日に、国からの小学校、中学校等の臨時休業の要請を受けまして、28日に第2回対策本部会議を開催し、小中学校の臨時休業とこども園等の対応について協議し、小中学校につきましては、3月3日から3月23日までを臨時休業といたしました。なお、小学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブについては3月2日から、午前8時から午後6時30分まで開設することといたしました。

昨日、第3回の対策本部会議を開催いたしまして、感染拡大防止のため、公共施設につきましては、3月5日から3月15日までの間、役場庁舎やこども園を除く公共施設の休止、休館とさせていただきますので、ご理解を賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。なお、中止となる行事や事業、休止、休館となる公共施設につきましては、ホームページに掲載し周知してございます。

なお、町民の皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、感染拡大防止のためにご理解をいただけますようお願いを申し上げますとともに、手洗い、うがい等を小まめに行っていただき、身近にできる感染予防対策にお努めくださいますよう、よろしくようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、諸般の報告とさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問につきましては、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問につきましては認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、7番、貝塚嘉軼君の登壇の上、ご質問願います。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。通告順にお尋ねしていきます。

その前に、ただいま町長からも、今非常に社会的に広まっておる、コロナの件につきましては、危機感を住民はじめ持っております。そういう中で、町は粛々として予算を執行していかなくやならない、事業をしていかなくやならないという立場でございます。

そういう中でお聞きするわけでございますけれども、毎年予算組みにあたっての決意というか、そういうものが示されております。今回も、先ほど町長からも言葉はありましたけれども、笑顔と夢が膨らむ町づくりを基本に、予算を編成したというお話でした。

そこで、私がお聞きしたいのは、本年度の、要はこれといった、これに力を入れて、今年度の事業を、この笑顔と夢が膨らむ町づくりにしましたと、そういう予算を組みましたということをお聞きしたいと思います。

毎年、私は以前にも申し上げましたけれども、議員に選ばれて、12月の議会、そして3月の議会、これは私たち議員にとって、とても大事な議会だというふうに認識をして、30数年やってきました。

そういう中で、私がまたこうして3月、12月には、来年度予算についてはどのような考えですかと、どのような枠組みで、どのぐらいの規模でということをお尋ねしました。その中に、望むところはやっぱり町が活性化しなきゃいけない。そうすることによって、住民の皆さんが、町民の皆さんが豊かさを感じて、希望のある日々が送れるというような形ではないんですかということで、そうすると、御宿町を豊かにするという基本的なものは何なんだろうと。非常に農業従事者も若者が少なくなり、また、漁業も若者、後を継ぐ人が少なくなり、高齢者が次々とやめていくというこの産業の中で、観光も例外ではなく、跡継ぎがないということで、高齢者になった民宿の経営者等は毎年やめていっております。

そういう中で、やはり町長は常日頃から、御宿は観光の町、御宿の産業の中心は観光であるということでお話しておられますけれども、ここ数年、いろいろな世界の経済状況、あるいは地球環境もいろいろな要素があって、それは思うようにはお客が増えていないということは事実でありますけれども、その中でも、やっぱり何とか町を豊かにするためには、こうしなきゃいけないということがたくさんあると思います。

その中で、やはり突然この新型肺炎ウイルスの感染が発生して、日本も世界から注目される今日であります。この予算を組む前は、こういう今の状況が予測されていなかったと思います。ですから、通常どおり、今申したとおり、町長はそれを基本に組み立てたと思うんですけれども、特に、今回目玉として何とか町を活性化させなきゃいけないという心意気を示した予算が組まれているかどうか。

そういうことで、とにかく先ほども町長からお話ありましたけれども、オリンピック・パラリンピックがもうあと5か月余りで開かれます。そうすると、普通に考えると、やはり近くで開催される種目があるということで、お客さんが大勢訪れるだろうと。そうしたときに、御宿はどの立ち位置で、そういうお客様に対する、あるいは選手やそういった関係者、オリンピック関係者に対して、どのようなおもてなしというか、受入れをするのかと。そういうことも一つの観光振興につながっていく政策だと思うんですけれども、この中で私、議案をもらって、この予算の概要、この中の観光課の予算を見ると、もうこれかいと、これで活性化対策になるのかなと、そういうような疑念を持ったんですけれども、町長は今年度、令和2年度の予算の目玉として、これがというお考えでこの予算を立てた項目があれば、ぜひお聞きしたいなど。

幸いにして、町長も一つの町政を預かって12年、3期ですね。一つの大きな区切りというお考えもあるだろうと思うんですよ。ですから、その辺において、ぜひ令和2年度の予算の目玉事業をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 令和2年度当初予算に盛り込んだ目玉事業とは何かというご質問でございます。

まず第1に、人口減少、少子高齢化が進んでおりますが、生涯活躍のまち・おんじゅくCCRC事業を一層推進いたしまして、経済活力の創造と、町民の皆様お一人一人が生き生きとした生活、心豊かな生活ができるよう、実効あるものとしていくということでございます。

第2といたしまして、令和2年度において、防災行政無線のデジタル化の完了に向け施設整備を図りまして、地域防災力を強化するとともに、安心・安全な町の基盤を整えるということでもあります。

第3に、オリンピック・パラリンピック開催に向けまして、ラジオ、雑誌など、様々なツールにより、訪日観光客に向けた5か国語による情報を発信いたしまして、インバウンド観光を振興いたします。

第4に、農業振興のため、新規就農者や一般農家、飲食店、宿泊業等と連携の下、食用ナバナを作付いたしまして、来訪者への提供などを行い、御宿の新たな農と食事業を展開するとともに、獣害対策につきまして、新たな補助金を設置し、有害鳥獣が近づきにくい環境づくりや、追い払い活動団などによる先進的なモデル事業を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、町長が第1に掲げたCCRC事業、これは3年前から町長が御宿版CCRC事業ということで、当時非常に情熱を持って、私たちにも説明があり、また、そういう形の中で協議会等を設立してやって、また、その間、何か所か事業者数もされてきました。

しかしながら、昨年このCCRC事業に、昨年というか令和元年度においては、やはり事業の進捗状況というのは半分にも満たない。そして、国から助成を受けた交付金に対しても返納している。しかしながら、要するに、今年度の事業の3月末までの事業というのは、元年度ですね。

ですから、私が聞きたいのは、今我々の机の上に交付金予算等の見込みについてということで、プリントが配られてありました。今町長が、御宿、私が一番の力を入れている一つとしてはCCRC事業ですと言うんですけれども、今年度の、令和元年度の事業は、一昨年の事業費

よりも多いわけですね、交付税として頂いたお金が。これは本来なら私は100%に近い、少なくとも80から90%ぐらいの計画が実施されて、残りの10%ぐらいはこれはないと。来年度については、これをもっとこういうふうにしていく。ですから、令和2年度におきましても、3年目の事業ということで、最終年度にかかってきます。この事業のですね。国からの助成を受けて実施する。

ですから、当然これは、町長は、他に類を見ない御宿版C C R C事業だというふうに申しておった集大成ですから、私はせんだって12月ですか、ちょっと日にちは忘れましたが、会議が開かれまして、町長にお尋ねしましたけれども、その時点においては、まだパーセンテージ、要するに進捗状況についてはまだ出せないということで、今回こうして出していただいたんですけれども、それを見ると、これは53.57%と、今現在ですね。あとは、これまたあれですか。国にお返ししなきゃならないお金というのは当然出てくるわけですね。

それで、今、町長が言ったように、私が聞いた目玉事業としては、C C R C事業が1番です。その次は、やっぱり防災です。これは、町民の生活の安全・安心を守るためには、やはりしっかりとした防災が施されているということ、これはもう本当に大事なことでありますから、このC C R C事業とは別に、この町のほうの町長のお考えで実施されていると。これにもいろいろな県や国からの補助金もつくであります。しかしながら、町の予算がやはり大多数を占めるというわけでございます。

そして、かつて町長はメキシコのオリンピック参加者を御宿でぜひ合宿していただきたいと、そういうようなお話をされておりましたけれども、今お聞きすると、オリンピック・パラリンピック対策としては、5か国語を使った町のPR、そういうものに事業を進めたいと。あるいは、農業にしても、若者が定着するような農業振興をしていきたいということで、予算にもそれなりに載っておりますけれども、今、町長のお考えに従って、各課が予算編成をしたと思うんですね。私もこの後、充分時間があって、予算の内容等につきまして勉強する時間がありますので、今のところはさっとしか見ておりませんから、詳しいこれぞ今年の我が課の重点事業ですよというようなものが示されておると。また、おると思うんです。

だけど、一言、各課長に、それぞれの思いをこの予算に、あるいは、それぞれの課の事業、継続事業もありますでしょう。3か年、あるいは5か年の中で、これ、これと。また、どうしてもやらなきゃならない、優先しなきゃならない事業、それらが繰り込まれてきちゃったんで、私の課とすれば今年度はこれを重点事業としてやりますという事業があれば、説明していただきたいなど。

ですから、通告にあるように、各課が示す目玉事業は何ですかと。あったら具体的に順次教えていただきたいなというふうに思いますので、どうでしょうか。総務課から、ひとつお願いできますでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、令和2年度当初予算におけます主要事業について、まず総務課のほうから順にお答えをさせていただきます。

総務課におきましては、計画的に進めてまいりました防災行政無線デジタル化整備事業といまして、気象情報や避難に関する情報等を町民の皆さんに確実に効率よくお伝えするため、これまで複数の伝達手段を構築をしておりますが、中でも、中心となります防災行政無線戸別受信機を、各世帯の世帯主の方々などを対象とした設置をしてみたいと考えております。

また、消防施設整備事業におきまして、これまで順次進めてきておりますが、来年度は第1分団、高山田、久保の詰所の新築工事に取り組んでまいりたいと考えております。

総務からは以上でございます。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 企画財政課は、町のホームページサーバーのクラウド化でございます。現在、町のホームページのサーバーは庁舎内に設置しておりまして、災害時などの長時間の停電に対応しておりません。このため、サーバをクラウド化し、庁舎外部で管理することで、庁舎が停電してもホームページの運用ができるようにするものです。

そのほかに5年に一度の国勢調査の実施と、前年度に引き続き御宿台周辺の伐採事業と、須賀、浜地区の海岸部の測量を行う予定でございます。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 建設環境課の目玉事業は、天神橋補修工事と、小納戸トンネル補修設計業務委託です。これらは、後期基本計画の重点施策である道路インフラ長寿命化修繕事業の一環として実施するものです。

まず、橋梁につきましては、町道に架かる橋梁を対象に、路線の位置づけや防災上の観点など重要性を考慮し、橋梁長寿命化修繕計画を策定して、順次工事を実施しています。令和2年度は、令和元年度から3か年計画で実施している高山田地先天神橋補修工事の2年目となります。

次に、トンネルにつきましては、町道のトンネルを対象に、平成30年度に点検を実施し、その点検結果や重要性を考慮し、トンネル長寿命化修繕計画を策定しました。令和2年度は、こ

の計画により、岩和田地先の小納戸トンネルの補修設計業務を実施いたします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 産業観光課でございます。

まず、農林水産班でございますが、獣害に強い地域づくり事業補助金を新規に創設し、従来からの個人による電気柵の設置補助に加え、地域を対象とした防護施策の推進に取り組みます。

商工観光班では、各種団体で実施されるイベント助成のほか、訪日外国人が増加傾向にあることを踏まえ、海水浴場の閉鎖後1週間において、自然のままの御宿海岸を満喫していただくためのビーチプロモーションを試行的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、教育課の主要事業をご説明いたします。

学校教育班につきましては、学校教育施設の長寿命化計画を策定するとともに、教育施設検討委員会を設置し、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、老朽化の激しい御宿小学校の整備方針について検討したいと考えております。

また、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、枚数限定ではございますが、希望する教育委員会に学校連携観戦チケットが割り当てられましたので、子どもたちの観戦を予定しております。観戦する競技は、幕張で開催されますパラリンピックのシッティングバレーボールを予定しております。

社会教育班につきましては、各施設の老朽化が進行しているため、計画的に改修工事を実施しておりますが、令和2年度は、B&G体育館の雨漏り改修工事を予定しております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 保健福祉課の令和2年度の取組といたしましては、地域再生計画に基づく事業や、介護予防、保健、子育て支援事業など、これまでの取組の成果を生かしながら、さらなる充実を図り、子どもから高齢者まで生き生きと生活できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、令和2年度に計画年度が終了する介護保険事業計画や、障害福祉関係の計画の進捗状況を把握するとともに、今後のニーズ量について推計し、次期計画年度におけるサービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 税務住民課です。税務班において、税負担の公平性の確保のため、調査、交渉など、徴収技術の向上に取り組みます。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、各課長さんから令和2年度の予算の主な事業内容についてということで聞いたわけでございますけれども、議員の皆さん、お聞きしたとおり、それぞれそういう計画が出されて、議員の我々にお願ひしますということで、こうして事業と予算が提案されるわけでございます。

私もずっといけないものはいけない、いいものはいいという形で、議員として町に協力をし、そして、町民のためということで、いつもこの議場に立っておるんですけれども、今、過去四、五年のこの予算を立てるときの文言、要するに心構えですね。そういうものをちょっとひもといてみました。

そうしたところ、本当に町民のためを思ってやりますと言っはいるんですけれども、その結果、予算どおりにはままならないというものもあるんでしょう。その時々やはり気候変動とか、世の中の流れによって、違いが生じてくるということは充分分かりますけれども、私たち個人にしても、事業者はやはりこういうふうにして、こういうものをつくって、こういうふうにして販売するんだとか、こういうことで計画を立てた中での、それが本当にそのとおりいくように努力する。

しかしながら、町のこの財政の過去を振り返ってみると、予算は、私は決算のときに繰越しなし、予算どおり実施しましたということは大事じゃないかなと。それは、繰り越すことも大事なんですよ。一生懸命にやって残りましたということであれば、これはもうすばらしいなというふうに思うんです。

しかしながら、どうも予算どおり事業をしていない。そして、どうしてこれは予算になかったのに、どうしてこれが補正で組まれてきたんだと。その財源はどこから来たんだというような疑念が今年非常に強く思われたので、私ちょっと事務局にお願いして調べてもらったんですけれども、平成28年度の実質収支の中で、1億4,461万6,250円が次年度に繰り越されるような決算が報告されています。

要するに、この28年度に黒字になりましたよというお金は、やはり平成の次の29年度の予算の中に、1億なり、また何十万年なりが見越した中で組まれなきゃならない予算、要するに、その年に納めてもらえるだろう、その年に入ってきたもろもろの税収が100%あったということ

であれば、それに対する予算が組まれて、その残ったお金は財政基金として積み立てるとか、あるいは、公共施設の老朽化に伴って修理、あるいは解体、そういうものが何年後にはしなきゃいけない。そういう部分に対して、少しでも期限を決めさせるとかいうふうに回してやる。そのことは、そういうふうなサイクルが、私はベストだと。

だけど、なかなかそうはいかないというのがこの予算であって、我々個人の懐もそうですけども、そういうふうなあれになるわけですけども、そういう中においても、やはり私は去年こうだったんだから、今年の予算についてはこういうことでもっと収益を上げる、町の活性化をするんだと。だから、ここの課、もしくは事業に関しては投資すべきだと。そして、先送りできるものであれば、ゼロにするんじゃないけれども、少し我慢をしてもらって、そういうところに集中して組み立てるということも私は大事じゃないかなと思うんですけども、今聞いたとおり、本当に毎年と同じような予算なんですね。

ですから、これを見ても、29年度は35億円だったんです。前年度から比べてると低いんです。それで、実質補正を組んでやったのは39億円なんですね。ですから、それで決算を見ると37億円。なおかつ、1億4,000万円の黒字体制だったと。

このマジックは私も長年監査もしたり、また今回新しく皆さんに選ばれて監査委員にはなりましたがけれども、どうもあまりよく分からない。そして、30年度の予算が37億円で、前年度と比べると上がっていますね。実際に30年度の決算、そして、繰越しを見ると、決算が40億円。それで、最終的には38億円の支出。そして、残ったのは1億7,000万円。これは当然、次年度のほうに一部繰入れされた予算が、令和2年度の予算になっているんだろうと思いますけれども、今、各課に私は重点事業としてと、これが活力を生む予算なのかなと。

詳しく予算内容を調べて、予算審議のときにはお聞きしたいと思いますけれども、そんなわけで、どうも町長が12年つかさどってきた町づくりに対して、進歩されていないというか、先が見えない、そういうような形になってきちちゃっているなと思うんですけども、これは私の思いかも分かりませんが、町長はじめ職員は一生懸命に汗水垂らしてやっていますよと。いや、それは認めます。ある意味ではですね。

昨年は町長に対する百条委員会等もあって、それは各課とも予算を100%執行するのに大変だということもあるんでしょう。いろいろな原因、要素はあると思いますけれども、それはそれとして、やはり町長は先ほども申し上げたとおりCCRC事業、これについては私は続けて50%しか執行できなかつた。そして、あとは、また返納して、また今年度もCCRC事業、国からもう助成金の最後の年ですから、これで残った50%をやらなきゃいけないけれども、3

年の間にこのことをやりましようと言ったのが、50、50しかできていないのに、あと1年で100できるのかというふうに思うんですけどね。

これは、私は非常に、議員も一生懸命に新しく5人の議員さんも加わって、これから一生懸命ともに勉強して、執行部というわけなんですけれども、大なり小なり今の御宿のこの状況というのは皆さん、みんな知っていると思うんですよ。ですから、これではいけない。何とかしなきゃいけない、何とかしてもらわなきゃいけないと。

私たち議員は執行権がありません。町長だけなんです。ですから、町長がやはり胸襟を開いていただいて、議員さん一緒にやってくれないかと。要するに、この難局をどうやったら乗り切っていけるか、乗り越えられるか。そして、何が一番今大事なのか。何をやって、次の段階にこうしようじゃないかというようなことをやはりお話ししていただければ、私はお互いに町民を代表する機関として、うまく歯車が回っていくんじゃないかなと。

そうすると、こういった計画を立てる中で、50%しか実行できなかったということは有り得ないと思います。これは議員さんやってくださいと、課長さんたち、言いづらいかも分からないけれども、町長が言う分には我々に言うことは幾らでもできるんですよ。ですから、一人で抱え込むのではなくてです。そういう体制の中に位置している議員さんにも声がけをしていただいて、一緒になって町長はこの予算立てに、毎年言っているようにこの趣旨に従って頑張らましよう、お手伝いしてくださいということが話されれば、私どもは嫌だと言う人は私はいないと思いますよ。

ですから、この再編成の基本的な考え方、この中にうたってあります。まさにそのとおり、このことをしていかなければ町は良くなれないと誰しもが思っております。ですから、思うだけじゃなく、示すだけじゃなく、これを実行に移さなきゃいけない。実行に移すことによって、町民の信頼も得、また、町民からもよくやってくれている、よくやってくれたというふうに、そうすることによって、職員一人一人がこの仕事に就いていて良かったな、この町長の下で、あるいは、この町の執行部体制の中で仕事できて本当にうれしい、やりがいがあると。そうすると、やはり若い職員が、私はなかなか辞めていくということはありませんよ。

ですから、やはり優秀な職員を選んで働いてもらっているんですから、ぜひそのことを念頭に、ちょっと通告のあれから脱線しちゃって、時々後で局長に怒られるんですけども、最後に、オリンピック・パラリンピック、最後じゃないですけども、3番目に具体的に教えてくださいと言ったけれども、先ほど担当課長が町長もはじめ5か国語もというのは、今はたしか御宿にあるのは、韓国語と、スペイン語と、英語と、中国語のパンフレットを作りましたよね。

それはどうなんですか。課長に聞くけれども、ないんですか。

だから、このために作るということは、どういう内容のものを作成しようと思っているんですか。ちょっとお答えください。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） ただいまの貝塚議員さんご発言の、多言語のパンフレットについても、今現在ございます。今回オリンピック・パラリンピック関連予算で作ろうとしているのは、今ある多言語のパンフレットは、日本語でこれまでどおり作っております、町の中の例えば飲食店ですとか、観光施設とか、そういったところの紹介だけなんですけれども、今回このオリンピック・パラリンピックに関連をして、新たに予算をつけさせていただいたのは、議員もご承知のとおり、非常に毎年多くの外国人の方が訪れて、年々々々増えてきております。

そういう中で、今回は5か国語なんですけれども、今、議員さんおっしゃいました、英語、スペイン語、それから中国語、韓国語、それともう1個はタイ語を予定しております。これは日本を訪れる訪日外国人の割合で多いところから上位5か国を今、検討しております。

内容といたしましては、オリンピックの期間とか、選手の方だけに特化したものではなくて、この東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機に、今後ますます外国人の方が増えてくるだろうという見通しの中で、御宿町の例えばサンフランシスコ号救出の史実ですとか、月の沙漠ですとか、文化的な要因、そして、そのほか史実や、食、自然といった、ただ単に観光施設をPRするだけではなくて、御宿の自然の良さですとか、食のPRとかをインターネット上、いわゆるウェブページに掲載をしまして、訪日外国人専用のサイトにアップをして、1万回、各そのサイトに接続した人が1万回閲覧をするまでが保証ということで、一つの記事を掲載をしまいたいと考えております。

そうしたことから、これまでどおりの今ある観光パンフレットの外国語版ということではなくて、御宿の歴史や文化、自然を記事として紹介するページに掲載をして、今後につなげていければと考えております。

○7番（貝塚嘉軼君） それは大事だと思いますよ。ですから、それ以外に今あるものもありますと。それらが今どこに展示されて、どこへ行けばそれがに手に入るかというのが、もう全くないんですよ。

作った当時は、宿泊関係者にも配られました。1回配られただけ、それっきり。ですから、今回も作りました、こういうところに配りました、それで終わりじゃなくて、それは当然今の時代ですから、もうホームページを見ればこういうことが作って、こういうところにあります

よとか、こういうことですよということが伝わるとは思いますけれども、ぜひこれらは近村の
ですそういった人の集まるようなところに、やはりお配りしてもらってPRするとか、そうい
うことも大事だろうと思います。私が言うまでもなく、そんなようなことはとっくにご承知だ
と思いますけど。

最後に、せいぜいオリンピック・パラリンピックの支援というのはなかなか難しいだろうと
思いますけれども、恐らく一宮近辺で宿泊するのが足りないと思いますよ。ですから、それは
町のほうの情報を聞くと、それに向かってやはり和室を洋室に変えて外人が泊まりやすいよう
にする宿とか、いろんな意味で町がそれに対する助成をやっているということも聞いておりま
す。

そういう中でやはり今、海のホテルは廃業しましたと。そうすると、やはりそれらしき今、
宿泊施設が御宿には不足しております。ですから、その不足している部分を補うのに、どうし
たらいいかということもぜひ考えた上で、必要とあらば補正を組むなり、この予算に追加する
なりしていただいて、やはり御宿の活気を戻すのは観光なんですよ。

去年の12月に村長に質問したところ、観光対策の中で殿岡課長が最初にいろいろと答えてい
ます。最後に、町長は宿泊業が町の稼ぐ力がアップすればということで、宿泊する客が多いこ
とは、町のプラスになるんだということ、この言葉の中からだって分かるわけですよ。これ
は町長が前段で言っているのは、国際交流、高等学校の生徒は年間で船舶にするよと。それ
によって、宿泊施設が潤っていると。

確かに、規模の大きいところは、それなりの受入れができるから、それなりのこれがあるが
上に営業していけるよ、助かっているよというお店、たくさんあります。うちなんかもその一
軒だと思えますけれども、だけれども、それではもうにぎやかにならないんですよ、町が。も
う全然冷え切っちゃっているというから、一般の町民もみんな冷えちゃうんですよ。やはり周
りがにぎやかになったら、一般の人、気持ちの上でも、行動の上でも、にぎやかになるん
ですよ。

そうすると、やはりここに住んでいて良かったな、明日が楽しいなというふうに思うわけな
んです。ですから、私たちはたとえ日帰りでもいいんですよ。他からお客さんが来てくれて、
交流人口が増えることによって、町はそこにどんな階級層の人来ようと、金がたとえ落とさな
くても、何らかの形で多少の金品を落とすしていくわけです。

ですから、人通りがないというのは一番、今回のこのウイルスの件で、外国の中国のあれと
か、韓国のあれを映像で見させてもらいますけれども、あれじゃ本当にどうしようもないでし

よう。それが今、日本もそうしようとしているんでしょう、イベントもね。特に、今朝ほど町長から話があったとおり、公共施設のそういった施設については立入り、要するに休むというお話ありました。

ですから、この時期はしようがないとしても、やはり何としてでも基本的にはそういう活気を取り戻すことに私は重点を置いてやっていただきたい。それはCCRC事業も大事です。しかしながら、その事業の中で、時間もなくなっちゃって次の質問ができなくなっちゃったんですけれども、要は、CCRC事業だって、この事業を最初に検討したときは、サゴジョウとか、あるいは地域の人たちの住民に不安を与えない。そして、生活してもらうということで、議会が、新しい議員さんは知りませんが、視察しているんですね。横浜の団地の中にそういう施設があって、平成23年ですかね。行って、議会からも当時の教育民生常任委員長だった石井芳清君が報告しています。ですから、課長さんたちは知っていると思いますよ。ですから、CCRC事業をやったときに、那須にも視察に行っています。山梨もね。サゴジョウ的な施設を見学もしてきています。

これを見ると、まさに去年の白鳥商店から借りたお店については、ここの視察に行ったような施設にできるんですよ。それが、今年度は、令和2年度は今度は保健のほうからじゃなくて、観光のほう为主体となって利用すると。それは本当に残念だなと思って。

もう一度私は、町長もそういう事業で一番大事なんだと、成功させたいというのであれば、この資料は多分あると思いますので、ぜひ一読してもらいたい。これは本当にいい施設を見学しているんです、この事業が始まる前に。ですから、そういうことを、過去もやっぱり振り返ってみることも大事でありますので、ぜひそうしてお願いしたいなと思います。

なかなか通告してあるとおりにいきませんでありますけれども、最後に、時間がまだ5分ありますから、町長にお聞きしたいんです。

暮れに、黒沼ユリ子様を日墨友好文化大使に任命したと、お願いしたという報告がありました。こういう文化大使を決めるにあたって、これは議会の賛否も要らないんだろうとは思いますが、これについて各課長とも協議した上で決定したのか、また、どういうお考えでこの黒沼先生を大使として任命したのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨年11月22日に、黒沼先生を日墨友好文化大使ということで委嘱をさせていただいたわけですが、先生は非常に、そのときにいろいろご説明をさせていただきましたが、長年メキシコに在住されて、メキシコの事情について、また、メキシコ国、

あるいは、在日メキシコ大使館等、非常に信頼が厚い方でございます。

これからはやはり御宿町は日・西・墨三国友好、三国の交通発祥記念碑がございますが、メキシコやスペインともしっかりと交流を図っていくということで、日墨の友好文化大使ということで委嘱をさせていただきました。

これにつきまして、議員の皆様方には11月1日ですか、議員協議会で経歴とか、実績等、ご説明させていただきましたが、説明が不足したところは反省しなければいけません、ぜひこれから様々な面でご活躍を願いたいということでございます。

執行部といいますか、庁舎内におきましては、まずは担当課長、産業観光課長と協議等をいたしまして、決めまして、また、議員の皆様方に説明した後に、課長会議において私の考えを伝えさせていただきということでございまして、ぜひこれからご活躍いただいて、交流事業を振興していきたいと思っております。

○7番（貝塚嘉軼君） これからもあることで、いろんな文化大使とか、スポーツ大使とか、そういうものもあるだろうと。観光大使とかね。ですから、町長が決められるんだよということであれば、それはそれで私たちも納得するんですけども、やはりそれにはいろんな、この人はどういう人で、資格がどうあるんだというようなことも、やはり協議するんだろうと思えますんで、やはり執行部とも、各課長さんとも、担当はもとよりでしょうけれども、協議をしていただいて、やはり共通認識を持っていただきたいと。

それと、どうも新聞では見ました。千葉日報に出ていましたからね。だけど、町の広報紙にはそういう記事がまだ、いまだ載っていないということ。それで、やはりこれはこういった文化大使なんていうのは、そういう形でいろいろしてもらおうんでしょうけれども、この今年度予算の中に、その形の中で何か予算というものは盛り込まれておるんですかね。ちょっと、観光課長、その辺を。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 令和2年度の予算につきましては、計で15万円ほど予算に計上してございます。その内訳といたしましては、交通費、また、場合によって、何か交渉等発生した場合の必要経費として、合わせて15万円を計上をさせていただいております。

○7番（貝塚嘉軼君） それについては、時間がないからここは進めますけれども、最後に町長、黒沼さんがメキシコとの関係も密であるということもありますけれども、やはり御宿町もそうなんです、町長、最近メキシコ大使館のほうに訪問されたことはありますか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 今年に入ってはまだ訪問というのではなく、昨年のはたしか秋の頃になります。

○7番（貝塚嘉軼君） いろいろとあれしてください。時間が来ましたので、これで終わりにしますけど。

○議長（土井茂夫君） 以上で7番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ここで、10分間の休憩をいたします。

（午前11時00分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

（午前11時11分）

◇ 滝口一浩君

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口一浩君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 滝口一浩君 登壇）

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口一浩です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告どおりさせていただきます。

まずは、前段の議員からもありましたコロナウイルス対策というか、御宿町はじめ、日本、世界中が今混乱しているような状況がありますが、冷静になって我が町も対策委員会が設置されたということで、その辺は先を見込んで、今もまだまだ終息が分からないわけですが、経済のほうも相当ひどくなるような状況がありますんで、その辺も踏まえて、今と、1か月後と、3か月後と、半年後を想定して、先を見込んで対策委員会に臨んでいただければと思います。

また、議会に対しても、ちょっと週末、私も事務局に問い合わせましたが、情報の共有は必要だと思います。何かありましたら、住民の方から聞く前に、議会のほうにはその都度、大変でしょうけれども報告していただけて、情報の共有をしていただければと思います。

それでは、まず最初に質問に入らせていただきますが、町長の政治姿勢ということで、公共施設の状況についてを1番目の質問とさせていただきます。

まずはその前に、財政課長にお聞きしますけれども、一言でいいので、我が町の財政状況を一言で、まずはちょっと表現していただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 財政状況でございますが、収入がなかなか伸びない中で、会

計年度職員制度の施行ですとか、また、消費増税によって様々な調達費が増えているということで、歳出が増加傾向にございまして、財政状況としては依然厳しい状況にあると考えております。

○12番（滝口一浩君） 突然振って申し訳なかったんですけども、財政状況が厳しいということで質問をさせていただきます。

まず、公共施設、今回テーマに挙げたのは大きく2つしか挙げていませんが、これは1つずつその都度我が町の公共施設を取り上げたら1年かかってしまうので、省かせていただいたわけですが、まずは岩和田小学校をはじめ、先ほども出ました御宿小学校の老朽化、給食室の老朽化、人手不足、御宿高校の校舎、保育園、資料館、公民館、月の沙漠記念館、B&Gの体育館、プール、あとは矢田の団地等、相当老朽化が進んでいます。

ちょうど公共施設、もう40年、50年前の高度成長期から比べて、今の時代にちょうど当たって、リノベーションというか、壊すというか、選択の方法はあるわけで、たまたまこの時代に当たってしまったと。プラス財政状況が厳しい状況の中で、取壊しに関しては先送りをせざるを得ない状況があるとは思いますが、まずは一番気になる今年の台風19号をはじめ、豪雨、プラス、コロナウイルス等でトリプルパンチになってしまったわけですが、近隣の2市2町で新しいごみ処理施設建設するという話がありました。

長らく休止の状態にありましたが、先日行われた議長と私ともう1人の議員が出席していますが、町長も出席していますが、組合会議におきまして、事業が中止される旨説明がありました。これはオリンピックを踏まえて、約80億円の事業費が27年9月時点で建設費が141億円に膨れ上がったという、これは2市2町でこれに、かねがね私は最近、今回で副議長で組合議会出ていますが、前の状況は全て把握していませんが、個人的に議員としての思いでこれに参加していいものかどうかということで、リードをしていますいすみ市と勝浦市の間からも、やっぱりやめたほうがいいんじゃないかということで、中止の決定がされたわけです。

これが良かったのか、悪かったのかは今後なんですけれども、そんなわけで御宿町にある清掃センターも現在修繕を繰り返し、安全な運営がされていると思いますが、非常に老朽化が進んでいます。もう大分20年ぐらい前に建て直しのことも協議されたとは思いますが、やはりそのときも単独で立て直すには、たしか、40億円とか50億円という金額が出ていたはずです。

それは取りやめになって、何とか修繕、修繕できています。それにしても、数千万円の修繕費用が毎年かかっているわけで、不幸中の幸いといえますか、いすみ市のごみを我が町以上に受け入れて、負担金も隣町のいすみ市のほうが負担をしてくれているということで、それは広

域として考えれば本当にラッキーなのかなという、こういう中止を踏まえて、いすみ市がどう
いう判断を迫るか分かりませんが、元の夷隅町のごみ焼却場を復活させるか、そういう話も進
んでいる中で、それはちょっと後にしまして、取りあえず、このごみ焼却施設を今後どのよう
にしていくのか、まずは担当課のほうから意見を聞かせていただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 町として、今後のごみ処理施設をどのように考えているのか
というご質問ですが、まず、現施設については、稼働開始後35年が経過しています。排ガス処
理施設については、平成30年に更新し、一般的に10年もつと言われていきますので、排ガス処理
施設だけを考えれば、あと9年ぐらいは稼働できると言えます。しかし、その他の設備も老朽
化していますので、後期アクションプランでは、毎年5,000万円から7,000万円の補修工事費が
必要となっています。

現施設は、このような状況であり、排ガス処理施設の更新期限が施設の限界と考えられ、そ
の後のごみ処理について、御宿町単独で施設を建設するのか、2市2町以外の枠組みで施設を
建設するのか、あるいは、ほかに方法があるのかを含めて検討する必要があると考えます。

○12番（滝口一浩君） なかなか一番、皆さん生活から出るごみのことで、資金的に余裕が
あれば、それは町単独でという考え方もあるでしょうけれども、今の世の中、投資家だとか、
いろんな方々がこういうものに投資してくれるというような厳しい状況だと思うわけで、それ
だったら、やはり広域的に考えないといけない。

やはり時代、時代でどういうふうになるかわかりませんが、まだもつということで、いす
み市のごみもまだ当面受け入れるということで、ただ、受け入れられなくなったときのことは
常に思っていないといけないと思うんです。

火葬場もそうでした。火葬場も、人生最後の火葬されるときは、生きている人が言ってもし
ようがないんですけども、御宿でという意見も当時はあったと思うんですけども、結果的
にはつくらなくて、いすみ市にお願いしている。これは別に誰からも苦情とか、そういうもの
は持っていないということで、できればいい方法ですね。虫がいいかもしれませんが、今まで
いすみ市を受け入れたのであれば、いすみ市がもし単独でということになった場合、まずは、
そういうこちらからお願いすることも視野に入れて、ましてや、安房のほうとか、夷隅郡を越
えて、長生郡のほうとか、そういう話もありますんで、コストはかかるかもしれませんが、数
十億円かけて建設すれば多分もたない話だと思うんで、その辺は慎重に考えていただければい
いかなと。

その辺に関しては、町長のほうも組合議会に出席しているわけで、その辺ちょっと町長のほうも、簡単にでいいんですけども、今後の見通しとか、そういう町長の見解があればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 2月14日に、今ご発言ございましたように広域の会議がございました。そういう中で、管理者からいろいろと説明があったわけですが、広域のごみ処理施設は平成11年から始まって、ここに至って中止を決定したということでございます。

そういうことで、今後どうするかということにつきましては、やはりこれから人口減少が進む中、伴って、やはり税金とか交付金等、非常に減少していきますので、やはり財源対策をどうするかと、事業費の軽減をどのように図っていくかということが、やはり公的なこのような施設を造るのに一番中心的な課題となるのではないかと考えております。

そして、ごみ処理施設の建設につきましては今、埋田課長も申し上げましたように、幾つかの手法があります。しかし、そこで考えるのは、やはりできるだけ事業費については軽減した中で、この施設に対応していきたいという考えが持ってございまして、幾つかの単独とか、あるいはこの2市2町ではなくて、夷隅郡市の中での枠組みで果たしてできるのかと。

また、今、非常にごみ処理について、委託ということが言われておりまして、先般、安房圏域ですね。やはり大きな圏域を持つところに一緒に加えさせてもらって、財政負担を軽減するというのも一つの大きな選択肢であると思いますので、全体の処理事業に関する全面委託も含めまして、幾つかの手法がありますので、議員の皆様方にも広くご意見をいただきながら、事業を進めていきたいと思っております。

○12番（滝口一浩君） 了解しました。財政が豊かならあまり心配するようなことでもないんですけども、そのときの運営会議で、たしか2025年には御宿町の人口は4,500人になっているという統計上の数字も出ていますんで、5,000人は切ってくるだろうなということで、その分ごみも減るわけだとは思うんですけども、どうしてもどこかで焼却するようなところは必要になってくるんで、その都度しっかりとその辺を見極めていただけたらと思っております。

岩和田住宅の解体の話の前に、これは広域としても関連であります、次の千葉県を襲った台風や豪雨により、近隣の市町村でも大量の災害ごみが生じ、その後の処理に大変苦慮されているのを目の当たりにしました。

御宿町における災害ごみの置場や処理体制はどうなっているのか、多少こういうケースもほかは甚大な、今出ました安房のほうは相当な被害が出て、パニックにも陥ったようなあれがあ

るんですけれども、あと茂原市ですね。御宿町は不幸中の幸いで、停電がまず起こらなかったということが最大のラッキーなことで、それにしても浜っぺりだとか、ちょっとした風を受けたところは、災害ごみは処理してくれたけれども、瓦を処理してくれなかったということの一部で聞きました。

広域でも、そのときは広域で受け、そういう災害ごみを受け入れる場所をもう決めておくというようなことはありました。それは、広域は広域として、御宿町は今回と今後、そういう9月の台風シーズンに備えて、どのような施策を取るのか。多少、今回学習したと思うんで、その辺を担当課のほうからちょっと説明いただけますか。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 今年の台風15号、台風19号に伴い発生した災害ごみについては、清掃センターで受入れを行いました。その際、減免申請書のみで、ごみ処理手数料を免除といたしました。

また、台風15号では、それまでの台風と同様に、瓦の受入れを行いませんでした。しかし、受け入れてほしいという要望もあり、台風19号では受入れを行いました。

災害時には、今後も臨機応変に対応していきたいと考えます。なお、家屋の解体や補修等を業者に依頼する場合の廃棄物は、産業廃棄物となります。

仮置場については、台風15号、台風19号とも設置しませんでした。必要な場合は、清掃センター内の平らなところを候補地としたいと考えています。また、仮置場の処理体制については、誘導員を配置し、分別したごみを種類別に保管することとします。今後も、災害時に備えて、平常時にできる限り準備をしていきたいと考えます。

以上です。

○12番（滝口一浩君） 一つさっきも話しましたが、普通のごみは処理をしてくれたということでしたけれども、瓦の処理をしてくれなかったという、それに関しては、最終的には瓦の処理はどうなりましたか。分かれば。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 台風19号では処理をさせていただきました。

○12番（滝口一浩君） 19号。

○建設環境課長（埋田禎久君） はい。

○12番（滝口一浩君） じゃ、今後も瓦に関してももし災害、自分のところのあれで、そういう災害じゃないときはなかなか難しい話ですけれども、災害のときは、じゃ、その辺は臨機

応変にしてくれるということですのでよろしいですかね。確認です。どうぞ。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 今後も、瓦については災害時には対応していきたいと思いません。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございます。了解です。

では、次にいきます。

その下の町営住宅、岩和田団地の解体に関してですが、令和元年度に、解体に関する設計費が予算に計上されました。令和2年度に、倉庫や建築部分の解体が行われる予定になっていると聞いています。

しかしながら、跡地の活用も話が進んでいない状況で、その後、活用するにしても、古い建物をそのまま放置するというのは危険であり、予定どおり一時建物を取り壊し、土地を漁組に返還すべきというのが一般的な、常識的な考え方だと思います。

そのために、住んでいる方も何年か据え置いて、あと3軒ぐらいと聞いていますけれども、土地は町有地ではありません。もともと当時、アパートから町営住宅に移行されたいきさつは、我々が議員になる前の話なのでよく分かりませんが、それは漁組も、商工会はじめ、観光協会も町の中核的な団体で、持ちつ持たれつという長い歴史の中での話合いによって行われたわけだと思いますが、民間で考えるならば、それが町の土地ならば、ある程度そういう猶予も必要かもしれませんが、何かあったときにはいけませんので、予定では取り壊す予定で進んでいたのが、急に前段の議員の12月議会の話で、付け足し部分と不足部分みたいな中途半端なことになったというのは、我々もそれはちょっと違うんじゃないかなみたいな感じなんですけれども、その辺に関してはどうですか。まず担当課のほうから。後で町長、ちょっと見解を聞きます。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 町営岩和田団地の解体については、以前、産業建設委員会で協議いただいた経緯がありますが、飛砂の問題があるので、今後の利用方針が決まってからにしたほうがよいというご意見をいただいております。

また、令和2年度当初予算作成にあたり、町長と協議しましたところ、団地そのものが飛砂対策となるので、跡地利用が決まってから解体することといたします。しかし、安全上の関係から、個人が増築した部分と倉庫については、令和2年度に解体する予定です。

議員さんから、団地本体について古い建物をそのまま放置するのは危険ではないかというご意見をいただきましたが、嚴重な戸締まりをしてきちんと管理をしたいと考えております。

以上です。

○12番（滝口一浩君） その答えには、到底納得できるような答えではないと思います。飛砂の問題に関しては、これは何十年も前から分かり切っていることなので、飛砂対策で岩和田でいうなら岩和田小学校と同じようなことになってしまったら、全くビーチフロントの1等地ですよ、あそこは。もう観光とか、どうのこうのと言えるような廃墟をそのままにするというのは、観光の町御宿にとってもう最大のネックで、もうそんなのは配信できませんよ、どこにも。

そういうわけで、ただ、後ろの住民の方からの要望もそれはあるとは思いますが、まずは、そこが町有地なら問題ないですけれども、岩和田保育園のときもそうでした。面積は違いますが、相当壊したことによって後ろの人が風を受けているとか、そういうあれはありますけれども、あれをそのままにしていたら、やはり良くない。

汚いものはすぐ、できる限り見えなくするか、もう壊して更地にするのが常識だと思うんですけど、漁組の土地なので、町の土地ならそれをある程度そういう状況で、じゃ、次の計画を立てるといっても建てますけれども、漁組との兼ね合いがある中で、それは非常に後の話だと思うんですね。

まずは、町がやるべきことは、飛砂の対策は大体、建物を建てる話ではないので、できると思うんですよ、そんなに早急な、遅れた時間をかけなくても、ある程度の時間で解決できると思うんですよ。取り壊している間にもできるような話だと思うので、まずはきちり、これは資金、先ほども言いましたけれども、お金のかかることなので、倉庫と附帯設備だけで800万円という解体費用、じゃ、あれ全体で壊したら何千万円かかるんだという話にもなりかねませんが、そういう一つずつ先延ばしにすると、ほかも詰まっているんで、やはりまずは処分をするのが筋じゃないかなと私は考えるわけですが、その辺町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 内容的には今、埋田課長が申し上げたとおりでございますが、一つには、やはり周辺住民からのご要望が、まずは飛砂対策、風対策をどうするのかということで、私の考えは、やはり壊した場合はかなりの高さの、やはり防護壁といいますか、そういうことが必要になってくるんじゃないかと思っております。

そこに関する予算も当然考えていかなくちゃいけませんけれども、しっかりと戸締まりをして、物事が起こらないように、しっかりと管理をしていくということと、もう1点は、今ご指

摘がありましたように、やはりすばらしい景観の場所でございますから、できるだけ早く、この岩和田団地の跡地利用の仮称でありますけれども、検討協議会を立ち上げて、新年度に入っ
てできるだけ早く立ち上げて、皆様方のご意見を伺いながら計画を立てていきたいと。

土地を、現在の岩和田団地をそのままにしておくということは、やはり周辺住民の希望もあ
りますけれども、岩和田漁業組合との意思の疎通というか、しっかりと協議してございまして、
そのほうがいだろうということで漁業組合からも回答いただいておりますので、住民の皆さ
んの希望を第一として、同時に、跡地利用をできるだけ協議会等で皆さんのご意見をいただき
ながら、できるだけ進めていきたいと。

早く結論が出ればいいんですが、なかなかそうはいかないと思いますが、そういうことで進
めていきたいと思います。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。じゃ、協議会の立ち上げというのは、前から岩和田
住宅の話は飛砂の関係はいろいろ産建とかでも課題でありますけれども、今年度予算にその協
議会の立ち上げ費用だとか、そういう極端な話、町が勝手にできない話で、ということは漁組
の土地なので、漁組と協議しての話なので、ただ、壊すのも町が、本来でしたらもうその時点
で町営住宅になったので、町の責任で壊すのは当たり前かもしれませんが、町がその分を背負
ったということで、その辺協議会ということならば、無償譲渡だとか、そういうものも踏まえ
て、総合的に会議を早急に開いていただいて、予算とかはもう当初予算に載っているんでしょ
うかね、担当課長。どうですか。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 令和2年度の当初予算には載っておりません。

○12番（滝口一浩君） 協議会とか、そういう会議でしたら、そんなに費用はかからないで
すけれども、これには一番の問題は素人ではできないということで、やはり大学の研究機関や
専門の方を入れないとなかなか進まないということで、その辺はまた早急ということなので、
補正対応だとか、その辺の対応をしていただければと思います。

次に進みます。

次に、町内の情報インフラの整備ということで質問させていただきますが、昨年、町長は住
民を含めた情報インフラ検討会を年内に役場に設置するという約束をしたと伺っています。年
が明け、数か月たちましたが、そういった検討会を設置する、されたという話は聞きません。
自ら約束されたこの件についてを質問するわけですが、これは新町テレビ組合の方に、もう公
になっていますので、どうぞ個人名も含めて言っても構わないということで許可をいただいて

おります。私も新町テレビ組合の会員であります。

これはちょうどアナログから地デジに変わったときに、幾つかテレビ組合が行政区ごとにあつたんですけれども、解散されたところもあります。新町はお客さん230件ぐらい世帯残っているわけで、私も何でそのときに残ったかという、そのときはまだ光ケーブルとか、光回線が整備されていなかった。だから、屋根の上にアンテナをつけるしかなかった、抜けたとしたら。それは、景観上だとか、屋根にアンテナつけるのは好ましくないだろうなと思って、試しに、別に支障がないのでテレビ組合に残りました。

新町の方々はほとんど数件は抜けていると思いますが、意外とやっぱり残って、なおかつその理事会ですね。組合の理事会の方々のご努力によって、NHKとかいろんな相談した中で、そのとき電気屋さんも含めて何が正解かというのはよく分からないような状況があつた中で、うちもテレビ3つとデジタル回線で、一つはアナログを面白がって、昔のテレビの昭和のままで残して見られていますが、それは何かアナログは必要じゃないだろうと思ったけれども、ついについてきたものだからみたいな感じで、ちょっと試しにやっているような状況があります。

私の話はいいんですけれども、そんな中で、ここに資料を相当気合い入れて、CATVだとか、情報インフラ整備に関して、町にも要望をかけたようなあれはありますけれども、そのアンケートのときに、去年のちょうど選挙のときですね。これはQ&Aで1番目に、御宿町情報インフラは充分整備されているかという質問と、整備が充分とした場合、次のことに取り組みますかという2つの質問の中で、町長ご自身が整備は不十分、2番目の質問に対しては、住民を加えた情報インフラ検討会を年内に役場内に設置しますということで、お約束しているんですよ。

これは事務の方に聞くより、これは直接町長にストレートに質問しますが、この辺に関してどうなっているのか、お答えください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自ら約束された情報インフラ検討会の設置について、どのように考えるかというご質問でございます。

昨年6月中旬頃であつたと思いますが、庁内におけるテレビ共同受信施設組合の関係の方から、情報インフラ整備についての質問ということで、要望を兼ねたご質問をいただきました。趣旨は、光ファイバーを活用したテレビ視聴及び防災行政情報その他の町民活動の情報を送信するケーブルテレビ網の構築と、その前段階として、年内に役場内に住民も加えた仮称、情報

インフラ整備検討会の設置を要望する旨の内容でありました。

内容につきましては、重要なことであると考えましたので、検討会の設置について検討する旨お答えした次第でございます。諸事情に追われまして、年内の検討設置をしていないことにつきましては、素直におわびを申し上げますとともに、できるだけこの検討会については、今後、設置していきたいと考えております。

○12番（滝口一浩君） 一応今後というのは、もう12月という約束があるので、もうこれも早急にしていただけないといけないと思います。

情報インフラに関しては、これも1年ごとのスピードが速いので、今、今度、防災無線のデジタル化で大金を役場のほうでもつぎ込むわけですが、これとは別に、よそでよく言うCATVと有線回線を使ったテレビの議会の視聴をはじめ、災害時のテレビを使って活用できないか。

その中身は相当難しいので、これももう専門家の人がいないと我々も素人だから分からないので難しいことなんですけれども、先陣立ってやっていたいている方は、とにかく協議をしたいと。どういうふうに進められないかということが重大なわけで、その中身に関しては、これはコンテンツとか、意外とこれは簡単にいかないことは誰もが分かっていることなので、その中身までは突っ込む話じゃないので、まずは御宿町の情報インフラはどういうことなのかということをお話し合いたいということなので、それは全然簡単なことなので、予算も大して要らない話で、予算あれば、先ほども言いましたように、検討会するにはやはり一般の方々、我々は無償ですけれども、一般の方々にはある程度ご足労願う方々には、やはりそれなりの報酬とかも必要になってくると思いますので、その辺を検討していただけたらと思います。

先ほど言いました一つ、情報インフラが御宿町は後れているということに町長は回答しているわけで、どの辺がほかの市町村から後れていると思っているか、ちょっとそれだけ、一つだけお聞かせ願えますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ほかの町村と比べて云々ということではなくて、先ほど申し上げましたように、非常にこれらの情報インフラ整備というのは重要だという観点の中で、ここにいろいろ説明書も私頂きましたけれども、拝見させていただきましたら、できるだけこういう情報が近い将来配備されればすばらしいということが1点ございます。

そういう中で、しかしながら、内容的には非常にやはり財政面との検討ということもございまして、一応、今ご発言もございましたが、検討会を設置して様々な方々からいろんなご意見を伺いたいと思います。

○12番（滝口一浩君） ぜひこれは早急にもう4月に立ち上げていただいて、現場もそろえていただければと思っております。これは約束事なので、これを先延ばしにすることはできないと思いますので、まずは検討会の設置をよろしくお願いします。

中のコンテンツに関して言えば、相当なやっぱり期間と、これをどうやってローコストで進めるかというのは、職員皆さんはじめ、我々議員の中ではちょっとこれもそうですけれども勉強不足で、ちょっと厳しいようなあれもあると思いますが、情報というのは先ほども言いましたとおり、執行部から議会に来る情報も最近は遅いんじゃないかなと。

最近多々いろんな、今回のことだけじゃなくて、うちの子どものほうが情報がSNSを通じて早かったりして、それが確かな情報だったりして、何か笑っちゃう話があるんですけども、その辺も踏まえて、真面目に、真剣にこれはもう約束ちょっと、年内に設置すると約束したので、これは過ぎていきますので、早急をお願いしたいと思います。

それでは、次にいきます。

次に、これも我々も頭の痛い、ちょっと町民の皆様には大変申し訳ないことでありますが、町税の過誤納について、昨年3月議会、早いものでもう1年が過ぎました。町長は今年度中に還付を完了させることが、自分の町長としての責任を果たすことだという旨の、強い口調で、今はいませんが議員さんの答弁をしています。

私の記憶によれば、ここのところで議会が延会になって、相当な時間を費やして、復活するまでに何十時間かかったんだらうということ思い出しました。返還完了の目途について、執行部からは今年の12月、先の議員協議会で、今年10月に完了すると話がありましたが、全く中身に関しては半年前と何が変わったのかということでした。

住民の皆さんは早期の返還をそれは望んで、金額はともかくとして、当たり前のことですが、早く完了させないと町の信用にもおけると思います。それだけの、さらに、あと半年先になったということで、これはちょっとただ事ではないということで、まずは担当課長のほうから、ちょっとその辺の事情を、1回協議会で聞いていますが、それは私ももう担当課をはじめ、職員の皆さんが毎日残業して、苦しい思いもしているのは承知の上で、あえてちょっと議員という立場、その辺はスルーできないんで、どうですか。その辺のことをちょっとよろしく願います。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 昨年の9月以降、ご迷惑をおかけしています還付対象者の皆様に、一日でも早期の返還ができるよう税務班全体で事務に組んできましたが、先般の議員協

議会で報告させていただきましたとおり、年度内の完了が難しい状況でございます。

早期の周知を念頭に、事務処理の比較的簡易なものから行ってきましたが、2月末現在で通知が完了したのは、1,046人に対し689名、還付の金額では、653万4,000円に対し454万5,400円と、約7割の執行状況でございます。

仕事量といたしましては、9月議会で提出させていただきました総事務時間3,545時間に対し、想定した仕事量の約4割しか実施を見込めない状況でございます。

遅れた原因といたしましては、1件当たりの時間が予想より多少多く時間を要したこと、正確に返還事務を進めるにあたり、事務の進め方を変更する場合など、都度の打合せに時間を要したこと、次に、これが一番遅れた要因でございますが、課員の通常業務内における処理時間の確保の見通しが大変甘く、予定した時間の事務ができませんでした。ご迷惑をおかけいたします還付対象者の皆様に通知、還付事務が遅れていますことをおわび申し上げます。

その後、2月以降、年度内に一件でも多くの方に返還できるよう、事務の継続はしておりますが、今年度の事務に取りかかることのできなかつた、時間を要する処理にあたっては、処理時間の把握、課員と既存事務の調整を十分に協議し、還付事務処理時間の確保、正確な事務執行に努め、課員と一体となって、議員協議会でお話しした期間までに事務を終了するように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（滝口一浩君） この4か月です。4割の執行。事実上残り6割、1.5倍の9か月ということだと思ふんですけれども、これに関して、もう執行部も、町長はじめ執行部、我々議員ももう本当に町民の皆様におわびするしかないということ、私は税金の滞納等はしたことありませんが、滞納した方々は即、督促状を送られるとか、何かそれは当たり前の話なんですけれども、それに比べて、今度は町のほうとしては、それにまた利息がつくわけで、遡って初動は多少もう本当に問題があったと思ふます。

昨年の1年前に比べて、初動が遅れたというのもあると思ふんですけれども、その辺に関して、またこれは町長の答弁を蒸し返すわけじゃないんですけれども、もう強い口調で議員に対して3月に早期返還をすることが私の約束だということをおっしゃっていましたので、それが過ぎてしまった。職員は一生懸命やって、我々も本当に責めるわけにいきません。

それはあと、一人一人のマンパワーの話もあるんでしょうけれども、じゃ、電算の方の専門の方たちにアドバイスをもらったのかどうか。マンパワーを何人か入れたのかとか、そういうトップとしてのリーダーシップを発揮していないんじゃないかというのが疑問に思ふわけで、その辺に関しては、これは町長が就任してから、昨年アナログ方式で計算した結果発覚したわ

けで、これは担当課長が代わるごとにこういうことがまた二度とあってはならないんで、もう起こってしまったことはしょうがないんですけども、早期の解決をしなきゃいけないということと、町長はその責任を果たすと言っていましたので、その辺に関して、町長のちょっと見解をお答え願います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 税の還付事務についてということでございますが、およそ10年間にわたって町税に関わる過誤納が昨年発見されまして、還付事務を進めているところでございますが、今、齋藤税務住民課長から申し上げたとおりでございまして、一件一件の還付事務について様々な内容がありまして、1件当たりの処理時間が想定を上回ったこと、また、処理にあたる課員について、一般日常業務内における通常業務以外で、その還付事務に要する時間数を、当初予定したとおり時間を配分することができなかったことなどによって、年度内の完了を果たすことができない見通しとなったわけでありましたが、およそ2週間に一度というペースで進捗状況を確認してきましたが、課員全員で全力を尽くしてやってくれていると思っております。

過度の疲労により体調を崩したり、健康を崩すことのないよう留意して事務にあたるようお願い続けてきております。これまで、年度内に完了することを目標とし、目指して努力すると言ってきました。年度内に還付事務を終了することができなかったことについては、納税者の皆様方に深くお詫びを申し上げたいと思います。

私が責任を果たすということについては、一日でも早く還付する事務を完了することが責任を果たすことだと私は自覚しているところであります。

○12番（滝口一浩君） 気になって、去年の議案を、その議員とのやり取りをコピーして、これは4枚あって、全部読むと時間がなくなっちゃうので読まないんですけども、一番最後の延会からの回答ですね。その前に、事態を生んだ責任について陳謝だけでいいのかということで、何かすったもんだした記憶があったんですけども、誠実に誠意を持って一日でも早く納税者の皆様に返戻していきたいと考えています。少しでも早く完全な返戻ができることを目指していきます。確かに目指していきます。

しかし、その後、しっかりとこのことを果たして、責任を全うしていきたいと思えます。よろしく願いますので締めくくってあります。全うできなかったんで、やはりサラリーマンとは違うので、やはり経営者だとか、町のトップというのは、責任を果たさなかったときの責任を明確にすべきなんじゃないかなということを申し上げておきます。

それと今後、先の協議会でも課長のほうから再発防止の取組とかは聞いていますので、あえ

てここでは言いませんが、やはりこれは根拠を示して説明を、3月が駄目だってもう疑いの、申し訳ないけれども、疑いの眼で皆さん見ているわけですよ。本当に、じゃ、12月で終わるのか、終わらなかったらどうするんだみたいな話になってきた。我々も住民の皆さんに申し訳が立たないんで、やはり上場企業の四半期決算じゃないんですけれども、4、5、6だったら3か月に1回報告を、それ12月、先に終わればいいですけれども、その3か月1回報告を約束していただきたいと思いますが、その辺、それは町長のほうからどうですか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 報告については、させていただきたいと思います。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。最後の……

○議長（土井茂夫君） 滝口議員、質問の途中ですが、午後1時半まで休憩といたします。

（午後12時00分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

（午後 1時30分）

○議長（土井茂夫君） ただいまの出席議員は11名です。

12番、滝口一浩君の登壇の上、ご質問願います。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。午前中に引き続き、ラスト1つの質問を残して、あと11分ありますが、町長にお伺いしたいと思います。

一番最後の質問で、公共交通及び一般交通機関の状況についてというテーマで、まずは御宿駅、御宿の玄関の御宿駅から始まって、タクシーの話なのですが、まずは町長肝煎りの御宿駅エレベーター設置について、町長は2013年、最初に寄附口座を設置する等の発言をされており、2月に開催された議員協議会においても、クラウドファンディングにより基金を集めたいと説明がありました。

町長の考えている寄附の仕組みについて、それと、御宿駅の状況調査で、エレベーター設置には多額の費用がかかるという試算も出ており、現在、国やJRから資金補助は見込めない状況にあります。冒頭に財政課長が申しました、財政が厳しい御宿町にとって大変な金額であり、寄附を募る期間や寄附が目標額まで集まらなかった場合の寄附金の管理など、いろいろと問題はあると思います。

その前に、初めて新人の皆さん方は、このエレベーターの話は町でよく話を聞く話であるの

で、知らないことはないと思うんですけれども、まずは、私のこれは、まず、12年間かかってこれは設置ができなかった話なんですけれども、まずは、地方活性化の新規事業が大失敗する3つの要因という事業化のコラムとぴったり当てはまるので読ませてもらいます。

自分の計画が実現可能であるかどうかを無視して、筋書を書いてしまったからこそ苦しんでしまう。一発逆転、地域活性化の起爆剤になる事業などというものは存在しない。地域の変化は一気に大きく変わるのでなく、小さく始めたものが様々な形で連鎖し、長期にわたって継続しているうちに、気がついたら地域が変わっていたという波及型であり、それは非計画的に起きる現象なのです。

まさにそのとおりだと思います。重箱の隅をつつくわけじゃないんですけれども、まず、本題に入る前に、町長が今まで言われたことを順次、紹介していきます。これはおんじゅく広報の新春号に毎年出ているやつです。

2013年、J R御宿駅周辺環境整備基金事業の一つとして、エレベーター設置寄附口座を開設します。2014年、シルバー人材バンクの機能充実を図り、御宿駅エレベーター設置事業について、継続して折衝を進めます。2015年、本年は御宿駅へのエレベーター設置について、さらに努力を重ねます。2016年、御宿駅のエレベーター設置事業について、測量基本調査に入りたいと考えます。2017年、御宿駅へのエレベーター設置について、取組を推進します。2018年、重点施策としては、第一に御宿駅エレベーター設置事業に引き続き取り組みます。2019年、懸案となっています御宿駅へのエレベーター設置事業について、粘り強く協議を進めます。2020年、今年度ですね。御宿駅のエレベーター設置について、広くご意見をいただきながら、可能性に挑戦します。2013年に戻っています、これは。

これは事業じゃないんです。公約でもないんです。既に3期が終了しようとしています。3期の間、これはもう消化不良です。とはいっても、議会が、誰一人エレベーター設置事業について、反対した人は誰もいません。町長ご自身が公約で必ず実現させると、じゃ、皆さんは見守って、現在に至ってしまいました。ただし、議員のほとんどの皆さんは疑問を感じていました。

その一つは、2016年の測量基本調査で、大いなる勘違いが起きました。これは地方創生事業の一環として、約300万円の設計費用がJ Rの子会社で絵を描いてもらいました。誰一人このときも議決に反対する人はいませんでした。ただ、J Rは絵を描いただけです。その先はありません。

毎年、努力目標は掲げていますが、政治家、事業化は、事業を達成しないとイケない。それ

は住民に対する、方たちにも裏切り行為になるということです。あったらいいでは誰でも思っていることです。ただ、財政状況から見て、3億円から4億円の資金を投入しなければならない、それも1期、ましてJRと国の補助を受けられない、3分の1ずつの補助は受けられない。この間、じゃ、令和元年度はJRとかに足を運んだのかという疑問も湧いてきます。

最初からなかなか厳しい状況ではあったと思うのですが、先回りして言いますが、国も、JRも町が設置する分には誰も反対しません。それならば、全国で国とJRの支援を求めないで設置された事例があったのかどうかも含めて、町長の今の考えや思いを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常に時間がございません。早口で、簡潔に申し上げます。

第1点目は、国及び国土交通大臣は、乗降客が少なくても設置できると、支援しますということをごまかすことなく、この点は今後、国にただしていきます。

第2点目は事業費の関係でございますが、概算事業費をご指摘のとおり、平成28年度に地方創生交付金を使って基本調査を行いました。非常に高いということで、先般、国土交通省の政策課を訪ねました。そういうことで、国土交通省の考え方としては、やはり入札が望ましいと。しっかりと競争性である価格に耐えられるようなこととしてもらいたいという見解をいただきました。

3点目は、ガバメントクラウドファンディングということでございますが、クラウドファンディングとふるさと納税を合体した手法でございます。地方創生の手段として広く活用されておりますが、これは事業プロジェクトとして2年、3年、多年度でまたがって活用することができるということでございます。ふるさと納税において免税措置、あるいは返礼を行いつつ、事業を進めることができるということでございます。この3つをしっかりと確認した上で、今後、条件を検証しつつ、整わせながら、この事業を進めてまいりたい。

最後に、これに関して、仮称ですが、御宿駅バリアフリーエレベーター設置事業の促進協議会を、近々設置させていただきたいと考えております。

○12番（滝口一浩君） 町長のその答弁は毎年毎年聞いているんですよ。それでもう10年たちました。今から始めるんだったら、その答弁が有効かもしれませんが、じゃ、ちなみにJRの幹部とかと会っているのか。地元の県議会議員はじめ、代議士の先生にお願いしていることでもあると思えますけれども、今まで、じゃ、なぜ前に進まなかったのか。

それと、毎年どのぐらいの頻度で何を折衝しに行っているか。財政課長、令和元年度にJR

に何回行っているんですか。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 令和元年度は、伺っておりません。

○12番（滝口一浩君） 聞こえなかった。

○企画財政課長（田邊義博君） 令和元年度には行っておりません。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。じゃ、国交省には行っているんですか。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 町長が一度、国交省へは行っております。

○12番（滝口一浩君） 分かりました。町長、では、どういう話になって、どういうことが前に進められ、進むのか。時間もないので、簡潔にお答えください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国は乗降客が少なくても設置できると申し上げておりますので、さっきも申し上げましたとおり、国の姿勢をただすということが1点と、この事項は懸案になっておりますので、私は懸案事項について、引き続き努力をしていきたいと考えます。

○12番（滝口一浩君） 我が町が財政豊かなら、こんな質問はしないですけども、先の協議会でも、学校給食が委託せざるを得ないような状況に追い込まれるというような苦しい返答も伺っています。ほかにも、老朽化した施設は多々ある中で、これだけと言っちゃおかしいですけども、これはもう10年前からの話なので、ちょっと消化不良が起こっているんじゃないですかという話で、最後に尊敬する……

○議長（土井茂夫君） 以上で、12番、滝口一浩君の一般質問を終了します。

○12番（滝口一浩君） ありがとうございました。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 次に、11番、北村昭彦君の登壇の上、質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、2点一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、質問に先立ちまして、前のお二方も少し触れられておりましたけれども、今般の新型コロナウイルスということで、過去に誰もいつの時代でも経験していないことに日本の社会、世界全体、それからこの御宿町直面してございまして、各担当課の方々、役所の中、いろん

なポジションの方々、それぞれ大変な思いをされて対応いただいていることと思います。

そんな中で、やはり滝口議員も先ほどおっしゃっておられましたけれども、情報共有ですね。特に、役所側からの情報発信もそうなのですが、町民の皆さんの声の吸い上げ、この双方向の情報のやり取り、共有というところを、もちろん我々議員、議会も町民の皆さんの声を吸い上げてお届けするということ、大切な役割だと思っておりますし、また、議員を通さずとも、例えば相談窓口を設けていただくとか、いろんな形で吸い上げをできるような体制を、細やかな工夫をしていただきながら、あるいは情報の一元化というか、ホームページのここを見れば全部載っているよとか、そんなこともやっていただきながら、何とかこの未曾有のというか、経験したことのない事態に、力を合わせて対応して乗り切っていけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、通告書の内容に従いまして、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、子育て、教育環境の観点から見た、今後の町づくりについてということでお伺いしたいと思います。

今、もう申し上げるまでもなく、全国的に少子化が急速に進んでしまっておりまして、例に漏れず、この我が町御宿町も子どもの数がどんどん減っています。人口ビジョンなんかを見てもどんどんこの先、例えば2030年には人口が6,000人、ちょっと細かい数字、ちょっと私グラフを拝見しただけなので、細かい数字ではないんですが、町の出された人口ビジョンの数、グラフを見ると、約2030年には人口が6,000人、そのうち14歳以下の子どもたちは350人。今は大体500人前後いるんじゃないかなと思うんですが、それが今後10年で350人。さらにその10年後、2040年には町民全体として5,000人ちょっと、そして14歳以下の子どもは200、300人を大きく下回って、250人ぐらいになるんじゃないかというような推計が出されております。

これ、10年、20年で半分になってしまうって、200数十人になってしまうというのが、なかなか数字だけ見ても実感が湧かないんですが、これは相当危機的な状況なのではないかなというふうに私は見えています。

例えば、これは今10年、20年後の話をさせていただきましたけれども、通告書にも書かせていただきましたとおり、例えば布施小は来年度、この4月の入学はゼロ名、それから来年、その次の年は2名の見込みということで、5年でも半分以下、20名ほどになってしまうという見通しだと伺っています。

それから、御宿小学校のほうも今170名ほどいらっしゃるのが、150名を割ってくるんじゃないか。そして、先ほど申し上げたとおり、さらにその後に5年後、10年後はもっとどんどん減

っていくという中で、これは数字を眺めていて大変だねというようなことをもう言っている場合ではなくて、何かをするならばすぐに着手しなければいけないというような状況になっているのではないかなと思います。

私は去年は布施小学校のPTA会長という役目も仰せつかりまして、布施小学校、子どもは今卒業したところなんです、その中で非常に実感したのが、なだらかにじわじわと子どもの数が減っていくという動きをするのではなくて、あるラインを超えると、もうそもそも授業が成り立たなくなっちゃう、学校としての機能が果たせなくなるというような懸念もあって、あるラインを超えると一気に人がいなくなってしまう。もっと分かりやすく言うと、ほかの学校に行ってしまうような傾向が強くなってしまいうということがあるんだと思うんですね。

なので、1クラス7人、8人、10人ぐらいいる間は、まだアットホームで少人数でいい面もあるよねというような形で、一定の評価があったかと思うんですが、これが2名、3名、ゼロ名というふうになってきますと、これは完全にもう学校とは言えないと、クラスとは言えないというような形になってしまいますので、これは本当に何とかせねばという危機感を持っております。

そんな中で、私としましては、いろんな考え方があると思います。少なくなっていくのはこれは日本全国、御宿だけではない、全国的な傾向であるし、ある程度の推計というのを出ているのであるならば、抗えない現実ということで、その数字をある意味受け止めて、身の丈に合った施策を打っていくというのが選択肢の一つ。あるいは、いやいやそんなに減ってしまっただけはこの町終わっちゃうよという危機感を持って、今から何ができるかというのを、みんなで知恵を合わせて考えていく、これも一つの考え方。

いろんな考え方があるかと思うんですが、現時点でそういった議論がなかなかまだされていないんじゃないかと。あるいは、石田町長3期12年の中で、こちらの方向性でみんなで力を合わせていこうよというような呼びかけも、なかなか聞く機会がなかったのかなというふうに思っています、そんなところで今回、まず通告書に書かせていただいたとおり、5年先、10年先、またさらにその先を見据えて、町づくりを牽引していくリーダーとして、町長にはっきりこの機会に方向性を示していただけたらなということで、町長にお考えを伺いたしたいと思います。

ということで、①として、まず何かしらの手を打って、知恵と力を合わせて子どもの数を今は急激な減少傾向ですけれども、これを和らげ、そしてその先は増加に転じるような方向性を目指すのか、あるいは先ほど申し上げたような形で、これは抗えない現実だと受け止めて、それに見合った施策を打っていくのかと。これ、2択ではないかもしれませんが、ほかにお考えあ

るかもしれませんが、まず、町長、どんな方向性でこの町を引っ張っていただいておりますかということについてお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 子育て、教育環境の観点から見た、今後の町づくりについてというご質問でございます。

町内の児童生徒数は年々減少しております、御宿町においても少子化の進行は止められない状況にあると考えております。小規模校にも多くのメリットがあり、これまでもそのメリットを生かし、小規模校だからこそできる教育の実践に取り組んできましたが、北村議員のおっしゃるとおり、数年後には少人数でアットホームな学校とは言われていられない状況になっていくことが想定されております。

流入人口を増やすため、御宿町生涯活躍のまち推進事業や、御宿町ならではの特色ある教育に取り組むなど、各部署で様々な施策を行っておりますが、なかなか実を結ぶまでには時間を要すると思っております。

今後も、少子化の進展による児童生徒数の減少が続くことが予想される中、子どもたちがより良い学校生活を送るためには、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと思いますので、学校規模の適正化について、今後とも議論していく必要があると考えております。

○11番（北村昭彦君） 今のご答弁の中で、各方面でいろいろな取組をやっているけれども、なかなか成果が上がってこない、難しいというご答弁がございました。私もそのとおりで思っています。いろんなところでいろんな工夫、努力されている方たちがいらっしゃる。でも、うまくいかない。そんなことを続けてきて、いつの間にか後がなくなってきたと、待たなしの状態になってしまったというのが、今の現状ではないかなと思うんですね。

なので、何を申し上げたいかという、これまでのような雰囲気、ペース、やり方で続けていっても、この危機は打開できないんじゃないかなという心配なんですね。ですので、先ほどの町長のご答弁を伺っていると、今までも一定程度やってきました、これからもやっていきますというようなニュアンスで聞こえてしまったんですが、やはり今これからこう変えていくんだ、新しく思い切ってこういうことを始めていかなきゃいけないんだというようなところまで、力強く旗を振っていただくということを、もうしていただかないとかなり苦しいんじゃないかなというふうに思うんですが、改めて町長、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今後、5年後、10年後を見据えた場合、児童数が急に増加するという

社会環境にはないと思います。今後について、教育委員の皆様方、保護者の皆様方、地域の方々などのご意見を伺いながら、子どもたちがより良い学校生活を送るためには、どのような方向性が望ましいのか、決定していきたいと思います。

○11番（北村昭彦君）　ということは、減っても仕方がない、あるいはいやいや、頑張っただけという方向性も、今の時点では町長ご自身としてはこちらというのは、まだ明確にはされていなくて、その辺も含めて協議をしていく、そして、方針を今後決めていかれるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（土井茂夫君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　ご質問の中にもございますように、また、私今お答えしましたけれども、今の社会環境の中で急に子どもを増やすとか、なかなか見通せません。なかなか無理であると思いますけれども、そういう中で、教育プログラムとか、いろいろと研究しつつやっているわけでございますね。

少々の増加も望んでいるわけでございますが、そういう環境の中で、私はやはり地元の方々とか、保護者の皆様方、教育委員の皆様方のご意見は非常に大切だと思いますので、そういう皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

○11番（北村昭彦君）　町長の考えは承りました。その町長の話を受けて、私からの希望というか、お願いといたしましては、町内いろんな方々、いろんな立場にいられるいろんな方々が思いを持っていたり、アイデアを持っていたりすると思うんですね。それが今、ばらばらに存在している状態なんじゃないかなというふうに思っています。

それをやはり束ねて一つの形にして、最初の一步を踏み出していくには、やはりリーダーである町長が、ある方針を力強く打ち出させていただいて、なるべく早くですね。今すぐではないのであれば、なるべく早くその方針を定めていただいて、この方向性で、いろんなアイデアあるし、いろんなやり方あると思うけれども、まず方向性としてこっち目指そうよと。大体でいいので、こういったスパンでこういった、例えば5年後はこのくらい、10年後はこのくらいで取組を積み重ねていって、何とかこのくらいまでにはこういった形をつくるように皆さん知恵を貸してくれというような、せめてそのくらいの大まかでもいいんですけども、方向性だけ出してもらって、各担当の方や、あるいは町民の皆さん、子どもを持っている親たちもいろんなアイデアを持っていると思うんです。そういったものを束ねて形にしていくという、そういう作業を一緒にやっていけたらなというふうに思っておりますので、その辺は何度も伺ってしまったので、この点につきましては最後、私のお願いということで、この質問については終わ

りにしたいと思います。

続いて②ということで、町内の学校、御小、御中、それから、組合立ではありますけれども布施小学校と、3つの小中学校があって、それでやはり今お話ししてきたような状況ですので、当然ながら、町民の皆さんからも統廃合としたほうがいいんじゃないのとか、いやいや、やっぱり残したほうがいいんじゃないのとか、いろんな声が上がっています。町長のお耳にも当然、届いていらっしゃると思います。

やはり様々なやり方、選択肢があって、簡単には決められないよねということも皆さん口々におっしゃっている中で、そろそろ、そうはいつでも協議ぐらい始めないとねと言われて、もう何年も過ぎてしまっているんじゃないかなというふうに思っています。

私も議員として1期もうやりましたので、少しのんびり構えてしまっていたかなと自分でも反省しているところなんです、そういった中で、ここまで追い込まれた中で、まず、町長として、今どっちの方向というのはあればお聞かせいただきたいですし、なければないで、じゃ、どういった形で最初の一步をどういうことを始めて、いつ頃をめどに答えを出すというようなことは、もう判断をしていかなきゃいけない時期、もう遅いぐらいだなというふうに思っています。その辺りどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町の将来を担う子どもたちの適正な教育環境を確保するための検討を、始めなければならない時期に来ていると考えております。子どもたちにとってどのような教育環境がよいのか、関係者の意見集約に必要な時間、状況によっては、施設整備の改修など、2年から3年程度の期間を要するものと思われることから、早急に検討を始めたいと考えております。

子どもたちにとって望ましい形は何かという点を第一に、保護者の方や地域の方々、そして議員の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（北村昭彦君） 今、二、三年のうちに結論をとというようなニュアンスのご答弁だったかと思うんですが、もう本当に待たないですか、二、三年で答えを出してということは。

ということは、当然もうこの令和2年度、もう最初の手を打っていかなくちゃいけないところなんじゃないかなと思うんですが、まず手始めに、令和2年度はどの辺から着手をされるのか、その辺がもしあればお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日の一般質問の冒頭に、貝塚議員さんの質問に、金井教育課長がお

答えを申し上げましたが、令和2年度に入りまして、老朽化が進む御宿小学校の整備方針について検討するため、仮称、教育施設検討委員会を設置したいと考えております。

ご案内のとおり、布施小学校におきましても、令和4年度になりますと、現在の見通しですと生徒数が29名と、30名を割り込みます。複式学級が重なり、また、教育環境としてどうなのか、それ以後も児童数の減少が進みます。

このような状況にありますので、繰り返しとなりますが、子どもたちに望ましい形は何かという点を第一に考えて、保護者の方々、地域の方々、議員の皆様方のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（北村昭彦君） 確認なんですけれども、先ほど金井課長からお話があった、老朽化が進んだ御宿小学校の建築というか、改修含めた検討委員会は、改築あるいは建て直しをする、しないという検討をする場、そういう認識なんですね。

一方で、統廃合という、また少し話が違ってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺に関してはいかがなんでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 教育施設検討委員会ということになりますと、確かに施設についてどうするかということの検討の場になるんですが、施設について検討するということは、今後の御宿町の児童生徒数の推移を踏まえた上で、検討していかなければならないこととなりますので、その中で、布施小学校と御宿小学校の今後の子どもの推移という部分では、統廃合という言葉が適しているかどうかは分かりませんが、その辺も踏まえて検討していくということにはなろうかと思えます。

ただ、統合というか、まだ実際、来年度の布施小学校のお子さんが、入学者がゼロというお話はしてありますが、これから先の推移については、まだ保護者や地域の方にはお話ができていない状況にありますので、町長のお話にあったとおり、早急な検討を始めるにあたっては、まずは今後の地域の子どもの推移について、数字としてもお示ししながら、PTAの役員さんであったりとか、学校、また、こども園で今後進級の学年にいる保護者の方とかに、まずは情報を提供し、その中で意見交換会というような形で意見をもらったりしながら、小学校の施設の建設にも影響する内容になりますので、早めにそういった機会は持ちたいというふうに考えております。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

やはり私も今子育て真っただ中ですので、親仲間、お母さんなんかからもいろんなお声が届

き始めています。こういうのもあるから読んでみてなんて言って、今日何冊か本が手元にあるんですけども、こんなのは、イエナプランなんていうあまり聞きなれないキーワードが出ていますが、ドイツから発祥して今オランダのほうで新しい教育のスタイルということで脚光を浴びつつある教育のスタイル。

簡単に言っちゃうと、少人数で、しかも1年生から3年生、それから4年生から6年生までの縦割りの3学年ごちゃまぜの縦割りのグループをつくって、その中で、ただ教室に閉じこもっているだけじゃなくて、いろんなもう討論をしたりだとか、あと、遊びを取り入れたような学習をしたりだとか、いわゆる私たちが学校、小学校の授業というものとは、かなりかけ離れたようなやり方がすごくいいということで、少し脚光を浴びつつあるものらしいんですね。

私も本を少し読みかじっただけなので、これがいいとか、これやりましょうとかと言うつもりはないんですけども、これ、今は広島県のほうで、公立の小学校という形で、日本初で、再来年度ですかね。スタートするというので、もう今募集が始まっているというようなことがあるらしいみたいなことですか、あるいはこれは秋田県の東成瀬村というところの本なんですけれども、秋田県学力ナンバーワンってずっと続いていますけれども、その中でも、たった2,500人しか村民がいない小さな東成瀬村、塾も1軒もないというような小さな村が、全国ナンバーワンの秋田県の中でもトップクラスの学力、簡単に言うと、全国一斉テストの点数がいいというようなことがあったりとか、小さな町だからこそ特色を持たせた思い切った取組をして、この学校に入れたいから引っ越してきたよというような子どもの増やし方というのは、私は御宿、この町だったら絶対にできると思っていますんですね。

私もまさにそういう思いで外から移住してきて、この町で子育てをしている一人なので、それは本当に実感として、そういうふうにできたらいいなとか、していかなきゃいけないなという使命感のようなものも感じています。

だから、そんなことも含めまして、そうできたらいいなと親は、実はたくさんこの町内にもいます。ただ、なかなか先ほどの繰り返しになっちゃうんですが、その声を一つの方向に向けて、気持ちを一つにして、力強く前に進んでいくということが今できずに、ちょっと足踏みをしているところかなと思いますので、ぜひその辺をこの2年、3年という短い期間の中で形にしていって、先ほど滝口議員の話にもありました、一発逆転の大博打みたいな話ではないと思うんですね。あくまでも方向性をなるべく早くに見定めて、気持ちを一つにして、あとは丁寧に細やかな、これは本当子どもたち、日々の暮らし、そして将来につながることで、大博打って駄目でしたということも許されませんので、ひとつひとつ丁寧にやってくためにも、

早いスタートを切りたい。そのためのリーダーシップというところを、町長には期待したいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、続きまして、大きく2つ用意していた2つ目の質問のほうに移らせていただきたいと思えます。

全町公園化構想についてということで、石田町長におかれましては、2008年の初当選以来、全町公園化構想ということで掲げておられまして、昨年の町長選におかれましては、その全町公園化という、化けるという字で全町公園化と言っていたものを、さらに全町公園課、企画財政課、産業観光課、課ですね。課という字を当てて、全町公園課という新しい課を新設して、さらに力強く全町公園化を推進するというような公約をされたと伺っております。

それを伺って、やはり最初におっと私は思ったのは、やはり課を新しく再編して、新しい課をつくるという作業は、ほかの全ての課にも当然影響しますし、人員配置とか、それからフロア、どこに置くかとか、あとは、もちろん予算も伴うことだと思いますので、いろいろ難しいことをクリアしないとうまくいかない。そういう意味では、相当の覚悟を持って挑む必要があるのではないかなと思っております。

当然、町長もそういう覚悟でいらっしゃるんだろうなと思っておりますが、一方で、その具体的な内容というのが、なかなか私たちに分かりやすい形では示されていないのが現状ではないかなというふうに思っています。

2008年以来、この11年、12年弱ぐらいの間、進められてこられた、取り組んでこられた、今までの全町公園化、それから今後、課として新しい組織をつくってまでさらに推進する、これからの全町公園化、それぞれどんな形で具体的には何をどういう取組を町長はお考えなのかというのを、この場をお借りして明確にさせていただいて、いろんなまたご助言等々も、それが明らかになれば町民の皆さん、あるいは我々議会等々、あるいは課内、庁内の職員の方々からもいろいろご意見やアドバイスなんかも出ると思いますし、よりいいものにしていくためにも、まず、これまでの全町公園化の取組、それから、課としてのこれからの取組をどのように考えていらっしゃるかというのを、具体的にイメージを共有するためにご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園化は具体的には何を指し、どのような内容の業務を行うのですかというご質問でございます。

第4次御宿町総合計画におきまして、町内全域が公園であるという認識に立ち、清掃管理の

徹底や街路整備、ボランティアによる桜の植栽、管理を実施するとともに、国道、県道、町道を遊歩道で結ぶ全町公園化を長期ビジョンとして進めますと、総合計画には明記をされております。

町内全域が公園のようにきれいであってほしいということが、基本的な理念であります。私はこの構想を進めることに、町の将来の命運がかかっているという覚悟で臨みたいと思っております。

全町公園化は、言葉を変えて言えば、ひとつひとつの物象、そこにあるものがあるべき姿であるという、あらねばならないということでございます。道路脇の花壇を見たときに、花が枯れ、雑草に覆われているよりも、草取りがしっかりとされて、花がきれいに咲いている光景、御宿町の第一の財産とする、きれいで美しい砂浜を今以上に徹底して手を入れる。一粒一粒の砂がダイヤモンドであるという認識を広め、浸透させていく。サイン看板が古くなり、文字が薄れて読みにくくなっていないか、文字が欠けていないか。柱は真っすぐ立っているのか。また、歩道の石がめくれ、つまずきやすくなっていないのか。ひとつひとつの事象を綿密にチェックして、美しい景観を創造する。そこにあるものがあるべき姿でしっかりと保全されているか。

ハード事業として当然のことながら、メキシコ記念公園や月の沙漠公園の改善も範疇に入れていきますが、このようなことが全町公園課という課を設置を予定する目的でございます。

○11番（北村昭彦君） もう少し具体的にお伺いします。

大体そういうニュアンスだろうなというのは、この12年、全町公園化ということでの取組ということでやっていらっしゃるんだなという認識はございました。

じゃ、ちょっと聞き方を、少し角度を変えますけれども、この12年やってこられた中で、なぜ課に、課をつくってやろうと。多分そこには今までのやり方ではうまくいかないなと、あるいはちょっとこう物足りないなとか、力不足とか、その組織として何か足りないなとか、何かしら理由があつての課をつくって、そして、組織として具体的にどういうことを、作業としてはイメージできているんですね。いろんな壊れている、傾いている看板をチェックしてここを直しましょうと言うとか、何か歩道の石がめくれていたらチェックしてここはあれしましょうとかというようなことはされるとは思うんですが、課をつくって組織だつてやる、今までとの違いという面では、どんなイメージでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言で言いますと、意識改革であります。今、例えば花壇一つを取っ

てみても、ここの花壇はどこの課とか、ここの花壇はどこの課とか、あるいはその担当範囲も分かれたりしておりますけれども、やはり今申し上げたような内容が非常に重要であるということの中で、一つの課でそこに集中していききたいと。職員もそういったひとつひとつのことを集中していききたいという意味では、今はそれなりにやってはいただいておりますけれども、これじゃまだまだ全く不十分です。

やはり、人が気づく前に当然整備されていなくちゃいけないことが、歩道の石がめくれてつまずいたから直してくれでは駄目なんです。こういう町づくりでは駄目だと思っております。

そういうことで、事前に気づくといいますか、しっかりと行う範疇を決めて、そこに集中していくと、きれいな町づくりをしていくということでございます。

○11番（北村昭彦君） お考えは分かりました。

その考えを伺った上で②のところなんですけれども、冒頭少しお話しさせていただいたとおり、相当な意気込みで課を新しくされるということで、一時は今年度中みたいなお話も、うわさも耳に入ったりしていたときもあったんですけれども、でも、やっぱり検討期間というか、準備期間というのは相当かかるんじゃないかなんていうふうには思っていたところがございます。

②として、どんな手順を踏んで、どういったところを留意されながら進めるのか。これ間違えると、冒頭申し上げたとおり、課全体というか、役場内全体のいろんなバランスを崩す危険性もある、丁寧にやらなきゃいけない作業なんじゃないかなというふうに思っています。その辺はいかがでしょうか、町長。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園課という課の設置を、昨年の7月の町長選挙で初めて、全町公園化構想というのは今までずっとお願いしてきましたけれども、課の設置というのは初めて申し上げたんですけどね。そういうことで、できるだけ早く課の設置をしたいということで、ある時期に事務局に申し上げましたら、時間がほしいということでした。できましたら私は今年度の令和2年度の4月に設置したかった。ということは、少なくともこの3月議会に提案しなきゃいけませんので、そういう意味では、ちょっと時間が少な過ぎるというお答えが来ましたので、じゃ、じっくり行こうと。行きましようということで、この新年度が明けましたら、いろんな準備に入って進めていききたいと思います。

○11番（北村昭彦君） この先はちょっと私の私見というか、またさっきの話と同じ希望、お願いみたいなことを少しお話をさせていただきたいかなと思うんですが。まず、町長がずっ

とこだわって思いを傾けてこられたこの全町公園化、町どこを見てもきれいに整備が行き届いていて、気持ちのいい空間が広がっているというのは、これは本当に素晴らしいことであって、外から来られた方だけではなくて、町に住んでいる我々、町民の皆さんも含めて、気持ち良く暮らせるという意味で、とても大事なことだとは思いますが。

ただ、ちょっと奥歯に物が挟まったような言い方をさせていただいたのは、やはり先ほどの子育て、教育環境のお話と全く同じなんですけれども、これからの町、どんどん人も減っていく、それから、勢いも元気もなくなっていく、貝塚議員の話にもありました、にぎやかさがなくなっていくという中で、やはり大きく派手なことをやればいいのかということではないとは思っているんですけれども、せっかく新しく課をつくって相当な意気込みで、あるいは少しは血を流すというか、今までやれていたことがある部分手薄になってでもこっちは頑張ろうというチャレンジになるかと思うんですね、新しい課をつくるという意味では。そういう意味では、この町のあちこちがきれいになるだけで終わらせてはもったいないんじゃないかなというのが、私の今そんな気持ちでいます。

というのも、比較的日本は海外に比べるときれいな町が多くて、ただ、手入れが行き届いているだけ、街路樹が枯れていない、道端の舗装がめくれていない、看板が傾いていない、花壇が枯れていないだけでは、やっぱりそのことだけで人が呼べると、あるいは町に元気が出てくると言うには、ちょっとやっぱり弱いんじゃないかなというふうに僕は思っています。

せっかく課をつくるのであれば、さらにこの課でもう少し上を目指すというか、この課の取組、せっかく新しい家をつくるのであれば、その課を中心にある方向にやはり町が元気に動き出して、そのことが町のいろんなところに波及して行って、いろんな新しい取組が始まったり、お客さんが来たり、あるいは移住してくる人が増えたりというところまでのビジョンを掲げて、新しい課をつくるというところにぜひ挑戦していただきたいと思うし、私もぜひそういう話であれば一緒に知恵を出して、みんなでやっていけたらなというふうに思っています。

それは、やっぱりいろんなアイデア、もしその方向でやろうやと町長が旗を振ってくだされば、いろんなアイデアは出てくると思います。私も幾つか温めていますけれども、長くなるのでこの場ではお話しはしませんけれども、町長には私、いろんな場面で里山、荒れてきた山のほうを整備しているいろんな形で楽しめる場所にしたいなんていう話をいろんな場面でさせていただいていますけれども、例えばですよ。例えば、全町公園化という公園というくくりの中に、荒れてきている里山エリア、あるいは荒れてきている杉、ヒノキの放置林みたいなどころまで含めて、気持ちのいい楽しめる空間に変えていくとか、例えばそんなこと一つとって、全町公園

化の取組の中の一つでもし進めば、うまくいけば新しい観光メニューというか、体験型のツーリズムの一つの部分になるというような可能性も出てくると思いますし、これはたまたま私が今、自分が個人的にそっちに思いを傾けているから、そういったアイデアがぼっと出ただけですけれども、いろんな方たちがいろんな方向で今この町を何とかしようと頑張っている中で、この全庁公園化ということに絡めて、何か新しい取組が活発化していくというようなことにならなければならぬ、それは本当に素晴らしいことなんじゃないかなというふうに思っています。

なので、これは本当に町長のアイデアをお伺いした後に、勝手に自分の思いをお話しさせていただいて、ちょっと失礼かなと思いつつ、せっかくのかなりの大変な作業、リスクも背負いながらの思い切ったチャレンジになるのであれば、そういった形での可能性もちょっとご検討いただければなということでお話をさせていただきました。

すみません、最後、町長、一言いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんには、日頃より環境面における素晴らしい先生を紹介していただいたり、資料を頂いたり、心から感謝を申し上げたいと思います。

先般も、資料を頂きましたが、環境に関わる専門家はこのように言っております。近年の異常気象現象から、環境・気候非常事態宣言を発しているということでございます。これまで地球環境は無限という複雑なシステムによって成り立ち、生態系の健全な循環によって保たれてきましたが、今、地球生態系のシステムが臨界点に達しつつあり、危険な状態にあり、地球環境システムが破壊されつつあると、環境・気候非常事態宣言を発しております。

全町公園化構想は、このような状況を十分に理解しつつ、美しい自然環境の保全をベースとして、森林や河川環境にも視野を広げていきたいと考えております。面前のこと、また、地球環境生態系の保全まで、視野を広げて仕事としていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。願ってもないというか、私がいいなと思っていた方向を、町長も向いていただいているということが今確認できたので、非常にうれしい限りです。

本当にこれは大きな話になって、もう何回も繰り返しになって申し訳ないんですが、町役場全体への影響というのは本当に大きいと思いますんで、各課の課長さんたち、あるいはもっと若い人たちの職員の皆さんなんかの声も聞きながら、あるいは我々も町長に直接ちょっと言いつらいななんていうのは我々も聞いて町長に届けるとかというのも含めながら、やるとなった

暁には、みんなで力を合わせていいものを、まず、いい組織をつくって、いい形で取組に進んでいけたらなというふうに思っています。

ちょっと時間もう少し残っていますけれども、以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午後 2時34分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

（午後 2時46分）

◎選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（土井茂夫君） 日程第5、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付しました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の通知に基づき、議会において選挙を行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推薦する方の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

（配付）

○議長（土井茂夫君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員には、御宿町久保176番地5、屋代栄治君、御宿町岩和田931番地、大野元嗣君、御宿町久保2172番地、竹内達哉君、御宿町高山田2524番地、井上富士子君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました屋代栄治君、大野元嗣君、竹内達哉君、井上富士子君、以上の方が御宿町選挙管理委員に当選されました。

◎選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長(土井茂夫君) 日程第6、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付いたしました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の報告に基づき、議会において選挙を行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推薦する方の略歴の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

(配付)

○議長（土井茂夫君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員補充員には、御宿町上布施816番地23、鈴木郁夫君、御宿町新町68番地6、杉浦光夫君、御宿町上布施1930番地、関野忠雄君、御宿町須賀577番地1、鶴岡幸弘君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました鈴木郁夫君、杉浦光夫君、関野忠雄君、鶴岡幸弘君、以上の方が御宿町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

令和2年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、豆田久美子氏に代わ

りまして、新たに井上恵理子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

略歴につきましては、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和2年4月1日より令和6年3月31日までの4年間であります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、堀川定保委員が本年3月末をもって固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となりますので、新たに植田行貴氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまし

て議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和2年4月1日より令和5年3月31日までの3年間であります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の変更についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第3号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきます。

本案につきましては、令和元年6月12日の第2回定例会におきまして議会の議決をいただきました、御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約について変更の必要が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定

に基づき、工事請負契約を変更し締結するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

変更の内容といたしましては、契約の相手方の住所及び工期を変更をするものでございます。

まず、住所につきましては、契約後、千葉市中央区の住所表示整備に伴い、契約の相手方であるスイス情報システム株式会社の住所が、千葉市中央区都町1254番地6から、千葉市中央区都町6丁目21番5号に変更となったことから契約を変更するものです。なお、事務所の場所等については変更はございません。

また、工期につきましては、昨年の台風19号及び10月25日の大雨により、部品の供給元である福島県郡山市の部品製造工場に浸水被害が発生し、工事に必要な製品の供給が遅れ、現在の工期では完成ができなくなったことから、本年3月19日までとしておりました工期を、本年6月30日に変更をするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者の指定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に基づき、御宿町指定管理者選定委員会を令和2年2月13日に開催、選定いたしました。

選定にあたり、御宿町駅前駐車場と事務所が隣接しており、利用に障害が出た場合の対応業務や、場内の清掃や料金の回収、釣銭や駐車チケット補充など、日常管理が迅速、容易であること、また、平成30年2月から現在までの同施設の管理運営状況も大変良好であることから、公募は行わず、一般社団法人御宿町観光協会からの申請について審査を行いました。

審査の結果、評価基準を満たしておりましたので、一般社団法人御宿町観光協会を御宿町駅前駐車場の指定管理者の候補者とし、地方自治法第244条の2第3項の規定により、御宿町駅前駐車場の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせようとする施設の名称は、御宿町駅前駐車場、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人御宿町観光協会、代表理事、吉清文夫、所在地は、千葉市夷隅郡御宿町須賀195番地。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

7番、貝塚君。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

一つお聞きします。当初におきまして、指定管理を観光協会、一般社団法人御宿町観光協会にお願いしたと。そして、契約期間が切れる今月31日で、新たに令和2年4月1日から令和5年3月31日までを契約するという今、説明がありましたけれども、前の決算、要するに管理委託をして、その日からこの3月31日まで、まだ31日じゃないですから、幾ら収入があつて、幾らの配分があつたかということについて、分かる範囲内でいいですから説明してください。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成30年度決算でございますが、駐車場の収入としては448万5,500円、これが収入されておまして、経費といたしまして164万8,023円が引かれまして、残りの純利といたしましては283万7,477円ということで、これは現在の規定ですと50%ずつ、

町に50%、観光協会に50%ということですので、お互いですがけれども、141万8,739円、これが町の収入になっております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚君。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

先般、協会の理事の方からお聞きしたら、50パー50パーじゃなくて、今度の契約については70・30でお願いしたいというようなお話があったということで、いきなり何で50・50で最初に指定管理委託をしたのか。

恐らく、当初予定していた以上に稼働率が良かったと。よって、収入も上がったということで、今度はどういうことで、町のほうがそういう案を出したんじゃないかと思うんですけども、その前に、この指定管理を指定する団体として、今、正規の職員が欠員でいる。それで、駅前の観光案内をそこに従事して運営しているのは、一般の社員じゃなくて臨時職員であるということで、我々が窓口へ行って訪ねると、ご本人は病気休暇であるというような説明で、その辺については分かりませんという回答が何回かあったんですね。

だけど、そこにお勤めになっていた職員は、今現在議員としてこの場にも出席しております。病院休暇で、いや、休んでいるということではない。そういうところにこの町の財産、これを管理委託できるんですか。

それと、どうして70・30にしたのか。そういう意見が出たのか。それで決定したのか。いや、それはただ案にすぎなくて、これは50・50ですよというふうにしたのかね。その辺がちょっと分からないので教えてください。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 利益還元金の関係でございますが、議員さんおっしゃいますとおり、最初は400万円も収入が上がる施設とは私どもも見ていなかったもので、観光協会にお仕事をお任せする中で、端的に言いますと、赤字を出してはいけないと、観光協会さんに損をさせてはいけないということで、走り出しは50・50でどうですかと。いずれ、また3年で切替え来ますから、そのときにまた改めて考えましょうということで、先ほど申し上げましたとおり450万円ぐらいの収入があるということで、当初の見込みの2.5倍ぐらいの収入が上がっておりますので、ただ、50・50でもいいんですけども、この経費を引いた純利を半分半分ということですので、観光協会さんの100万円からちょっとその先ぐらいまで、お金が入れば充分だろうということと、あと、これは町がこれを整備するのに1,700万円ぐらいに資本投下しておりますので、そちらの回収といたしますか、そちらもございまして、無理にうちのほうが30に

してくれといったことではなくて、いかがですかということで、代表理事の納得いただいたところで、70・30ということで今回はお願いしております。

あと、社員の話なんですけれども、確かに定款に定められております事務局長さんが現在不在です。その指定の審査にあたりまして、代表理事さんにその辺のことをお尋ねいたしましたら、4月には充足予定だというようなお話もありましたし、かなり定型的な業務であること、それと、また今までやっていただいていた問題が生じたこともない団体でございますので、特に問題はないものと判断して、指定管理をお願いすることとしております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚君。

○7番（貝塚嘉軼君） 確かに、この契約する時点においてはどうなるか分からないと。やはりおっしゃるとおり、損をさせてはいけないという配慮があつて50・50にしたということは、私も承知しております。

しているけれども、もうかったから、そして町がこれだけの投資をしているのでということで、観光協会さんのほうで承知したんだからこれは仕方ないけれども、会員さんにしてみれば、何だよ町が、町がやれないから我々にやってくれと頼んできたんじゃないのかと。我々がやってあげていて、今度は収益が上がったからそこにかけた資金があるからとって、そんな考えあるのかよという会員さんもいたわけですよ。

ですから、私聞いたわけなんですけれども、実際に一気に七三にするんじゃないかと、四六ぐらいでどうですかという部分もあつたんじゃないかなと思うんですけれども、とにかく会長がそれでいいですよと言ったんならこれは仕方ないけれども、ただ、会員さんにしてみれば、それは理事会に諮って、理事会で承認して、それで契約したんだということになるんでしょうけれども、やっぱり会員さんにしてみれば、年間幾らの会費を納めていると。それであるんなら、もうかるのであれば、会員の会費を低くしろというような話も耳にするわけですよ。

ですから、町としても観光の窓口を、御宿観光の窓口を、一般社団法人御宿町観光協会にお願いしているわけですよ。町からお金を出しているわけですから。ですから、そういう中で4月1日から、充足しますよと。きちんと理事長置きますよという話でということなんですよけれども、今ぞって候補者も決まっていない、そういう話も理事会で出ていない、という中で、いなければ会長が代理すると。それでいいんだろうかなと。そういうところに町の業務を委託していいのかいと。

きちっとするまで、じゃ、町が運営したらどうですか。できないんですか。その辺ちょっと。できないのであれば、しょうがないけど。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 指定管理の指定にあたりましては、社員が常勤である、非常勤であるというような、パートであるとか、フルタイムであるとかということは問うておりません。

審査の段階では、社員が5名これにあたるということで書類をいただいております。それについては今、観光協会で女性の職員さんがいらっしゃるので、継続性には問題がないと判断して、また指定管理をお願いすることとしております。

また、50%から30%に落としたというのは、確かに聞いたほうはご気分が良くなかったのかもしれませんが、割合を減らしただけで、お渡しするというか、行く金額については決めておりませんので、指定管理のメリットである経営努力ですね。もうかればその分また金額としては多めに行きますので、その点で会長さんにも納得していただいたものと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、滝口君。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

貝塚議員の関連質問で、一つ私も商工会を預かる身で言わせていただきますが、事前に気がついたので、我々はチェック機関なのであえて言わせてもらうんですけども、先ほど担当課長も事前審査で問題ないと。パートだろうが、社員だろうが関係ないと。そんなことはないと思います。

やはり事務長はきちんとした社員がいてくれないと、今、観光協会長、吉清さんとも私は懇意にしていますけれども、それはそれ、これはこれで、やはりしっかりした人がいないと、そういう指定管理だとか、これからの議案、3,000万円からの近い補助金が観光協会に行っているわけで、これはやっぱりほうっておけない。

そんな中で、4月1日からきちんとした社員を、事務長を据え付けられるのか。その辺の担保はあるのか。前の協議会で、町長は確かに私の質問に、観光協会か、会長の吉清さんか、どちらを指したのか分かりませんが、しっかりしてもらわなきゃ困るで切り捨てられましたけれども、しっかりしたと判断してのこの指定管理の事前審査をオーケーなのかということ、担当課長はいいです。もう貝塚議員に答えていますので。町長は、もうそれで担保できたのかということをお答えください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この指定管理につきましては今、田邊企画財政課長が申し上げたとお

りでございます、基準に合っているということでお願いしたということでございます。

そういう中で、今ご指摘がありましたけれども、一般社団法人観光協会、御宿町と深い関係があると。やはりこれは関係性としてはしっかりとしてもらわなくちゃ困りますけれども、4月から新年度がスタートいたしますけれども、先般、代表理事である吉清さんに来ていただきまして、役場で二、三十分ぐらいお話を伺いましたけれども、いろんなお話を聞くんですけれども、どうなんでしょうかというようなことを伺いましたけれども、いずれにしても、町と深い関係がございますので、私もできる限りの努力はさせていただいて、きちんとやっていただくということで考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 議案第5号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者の指定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に基づき、御宿町指定管理者選定委員会を令和2年2月13日に開催いたしました。

今回、指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンで、指定管理者となる団体の名称は、株式会社キャメルゴルフリゾート、代表取締役、松田政博、所在地は、御宿町上布施3360番地です。

指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンは、平成19年6月から平成28年3月まで指定管理者による管理運営を実施していましたが、更新時期である平成27年度末には応募者がなく、平成28年度からは町が管理運営をしております。

指定管理者制度による管理運営は、効率的、効果的な施設運営ができるだけでなく、民間事業者のノウハウを活用したサービスの向上や、利用者の増加などが期待できることから、実績のある業者等へのアプローチを引き続き行っておりましたところ、株式会社キャメルゴルフリゾートから申請したい旨の連絡がございました。

株式会社キャメルゴルフリゾートは、平成16年から町内にあるゴルフ場を運営しており、長年にわたるゴルフ場の維持管理経験を生かし、芝やコースの管理など、専門的な知識と機材を有していること、また、ゴルフ場との連携により、緊急時やイベント開催時には人員の補給が可能であること、また、以前から町内の子どもたち向けのイベントに協力したり、施設を開放したりするなど、地域活動に積極的に努めていること、また、関連会社が他県において長年指定管理者として社会教育施設の管理運営している実績があることから、公募は行わず、株式会社キャメルゴルフリゾートからの申請について審査を行いました。

審査の結果、評価基準を満たしておりましたので、株式会社キャメルゴルフリゾートを指定管理者の候補とし、地方第144条の2第3項の規定により、御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンの指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

この御宿町運動施設の指定管理は、平成19年から6年間は宝ゴルフ、その後、御宿町観光協会が3年間請け負い、その後に指定管理を受けるところがなく、今現在、臨時職員による管理運営がされています。

その間に、コース管理が芳しくない時期もあり、利用者が減少していたという状況もあります。そういう点について、事業者にどのような検討をして、今回の指定に至ったのか。非公募ということですので、その点についてお伺いします。それが1点です。

もう1点は、町民の健康づくりの場、あと、体力づくりの場というような形で、パークゴルフ場等は利用者があります。ほとんどが高齢者です。そういった人たちが現在利用しているんですが、今後、現在利用している人たちに運営といいますか、利用方法が変わっていくのか、今までどおりなのか、そういう点について確認をしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、まず1点目の、今までの指定管理の状況を踏まえた中で、今回キャメルゴルフリゾートさんに指定管理者として指定をしたというところですが、確かにコースの管理については、現在私どもは専門ではありませんので、なかなかうまく管理はできておりません。

そうした中で、キャメルゴルフリゾートさんは、平成16年からゴルフ場の管理をしております。ゴルフ場のいわゆる芝の管理計画であったりとか、土壌の改良計画だったりとか、そうした計画についてもお示しいただきました。

経費の許す限り今までの経験を生かしてゴルフ場のコースづくり、また、日当たりを改善するための樹木の剪定等も行いたいという提案もいただいておりますので、やはりゴルフ場の管理をしておりますので、今の施設をより良い施設にしていっていただけるものと思ひまして、そうしたことが選定理由の大きな一つになってございます。

また、2つ目の健康づくりの場、体力づくりの場ということで、地域住民の方々、幾つかグループを組まれて大会をやったりということで利用していただいておりますが、その点につきましても、基本的に料金や利用方法については、まずは今までと同じやり方でスタートしたいというふうにお話をいただいております。

そうした中で、季節ですね。夏場は日が延びたりもしますので、やっていく中で、そうした季節や利用の状況を勘案して、何か変更、また改善ができることがあれば、その都度協議をさせていただいて、利用者の方々が利用しやすいような施設にしていけたらと思っております。また、変更する場合は、早めに周知をしたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第12、議案第6号 御宿町防災行政無線戸別受信機設置条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第6号 御宿町防災行政無線戸別受信機設置条例の制定について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、令和2年度より設置をいたします防災行政無線戸別受信機の設置の範囲及び運用、管理等について定めるため、制定をするものでございます。

第1条では、防災行政無線戸別受信機の設置目的として、災害及び防災情報の緊急通報並びに行政情報の通報を行うことで、町民の生命及び財産の保護並びに福祉の増進を図ることを目的とする旨を規定をするものでございます。

第2条は、戸別受信機の貸与対象について定めるものです。貸与対象者は、第1号から第5号までの各号のいずれかに該当する者に貸与することとするものです。第1号では、御宿町に居住、住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主。第2号では御宿町に事務所を有する国、地方公共団体、その他公共団体の管理者。第3号では、行政区集会所、自治会館、その他防災上特に必要があると町長が認めた施設の代表者。第4号では、御宿町に事務所もしくは事業所を有する法人または個人事業主。第5号では、前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めたる者を貸与対象者として定めるものでございます。

第2項では、戸別受信機を設置する場所が難聴地域の場合、電波受信に必要な外部アンテナ等の設置を、第3項では第1項第1号の貸与対象者またはその世帯員が聴覚に障害を持つ方であり、町長が必要と認めた場合に文字表示装置を貸与できることを定めるものでございます。第4項は、貸与対象者が戸別受信機の貸与を希望する場合の申込書の提出について定めるものです。

第3条では、戸別受信機の貸与料について定めております。戸別受信機は無償で貸与いたしますが、ただし、第1号、第2号のいずれかに該当する者は、戸別受信機1台につき2万円を貸与料として納入することを定めております。

第4条では、対応対象者の費用負担について、戸別受信機の電気料、非常用乾電池、故意、過失による戸別受信機の破損の場合の修繕等に要する費用などを定めるものでございます。

第5条では、戸別受信機の使用にあたっての保管義務について規定をするものです。

第6条では、貸与対象者の変更が生じた場合の届出、第7条では、戸別受信機の返還について、第8条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定をするものです。

附則といたしまして、第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行することとするものです。

第2項では、御宿町防災行政無線事業に係る分担金条例の廃止について、また、第3項では経過措置といたしまして、本条例の施行前に費用を負担し、戸別受信機を設置している方については、1回に限り戸別受信機を無償で貸与することとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第7号 御宿町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 御宿町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案に添付させていただいております附属資料により、条例の概要についてご説明いたします。

まず、制定の趣旨でございます。令和元年5月31日に公布された、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、法令において書面で行うこととされている行政手続をオンラインでも行えるようにした、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、同法の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。

これにより、御宿町においても情報通信技術を活用した行政の推進を図るために、町の条例や規則等に基づく申請、届出、その他の手続等に関し、従来の書面による手続に加えて、情報通信技術を利用して行うことができるよう条例を制定するものです。

主な内容でございます。根拠条例等において、書面により行うこととされている行政手続について、オンラインでも手続可能とする特例規定及びオンラインで行う場合の押印や、到達時期の取扱いなどの共通事項のほか、町の情報システム整備や利用状況の公表、情報通信技術の利用のための格差の是正を図るために必要な施策を講ずることを定めております。

制定の目的は、根拠条例等において、書面により行うこととされている行政手続について、情報通信技術を利用してオンラインで行うための共通事項を定めることにより、行政運営の簡素化・効率化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的としております。

(2)の電子情報処理組織による申請等でございます。根拠条例等の規定で、町民や企業が

町に対して書面等により行うこととされている申請等について、電子情報処理組織、こちらはオンラインシステムで行うことができることとしています。

オンラインにより行われた申請等は、書面等で行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用いたします。オンラインにより行われた申請等は、町の機関が利用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなします。根拠条例等の規定で、書面により申請等を行う場合に、証明や押印を義務づけているものについて、オンラインにより行う場合は、申請者の氏名または名称を明らかにするための、ほかの手段をもって代えることができるものとしております。

次に、（３）電子情報処理組織による処分通知等でございます。根拠条例等の規定で、町が書面等により行うこととされている処分通知等について、オンラインで行うことができることとしています。オンラインにより行った処分通知等は、書面等により行ったものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用いたします。

オンラインにより行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなします。根拠条例等の規定で、書面により処分通知等を行う場合に、署名や押印を義務づけているものについて、オンラインにより行う場合は、処分通知等を行った者の氏名または名称を明らかにするための、ほかの手段をもって代えることができるものとしています。

次に、電磁的記録による縦覧等でございます。根拠条例等の規定で、町が書面等を縦覧することとしているものについて、電子計算機の電磁的記録に記録されている事項の縦覧や、当該事項を用紙に出力したものの縦覧をもって代えることができることとしています。電磁電磁的記録により行った縦覧等については、書面等により行ったものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用します。

次に、（５）電磁的記録による作成等でございます。根拠条例等の規定で、町が台帳や調書等の書面を作成または保存することとしているものについて、電子計算機の利用により当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができることとしています。

電磁的記録により行った作成等は、書面により行ったものとみなして、当該処分作成等に関する条例等の規定を適用します。根拠条例等の規定で、書面等により作成を行う場合に、署名や押印を義務づけているものについて、電磁的記録により行う場合は、作成等を行った者の氏名または名称を明らかにするための、ほかの手段ももって代えることができるものとしています。

(6) 適用除外でございます。根拠条例等の規定で、書面等により行うこととされている手続等のうち、現物の提出や対面で行う必要があり、性質上オンラインや電磁的記録になじまないものについては、本条例の適用除外とし、規則に定めます。

(7) 手続等に係る情報システムの整備等でございます。町は情報システム整備、その他必要な措置を講ずるにあたっては、情報通信技術の利用における安全性または信頼性を確保します。町は情報通信の技術の利用の推進にあたり、手続等の簡素化・効率化を図るよう努めます。

(8) 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表。町はオンラインにより町民や企業が町に対して行うことができる申請等、または町が行う処分通知とその他の状況について、インターネットを利用した方法等により随時公表することとしております。

続きまして、条例案をご覧ください。

第1条は、目的でございます。

第2条は、この条例において掲げる用語の意義を定めるものです。

第3条は、情報システムを整備することを定めるものです。

第4条はオンラインによる申請等について、第5条はオンラインによる処分通知等について、第6条は電磁的記録による縦覧等について、第7条は電磁的記録による作成等について定めるものです。

第8条は、本条例の適用除外の規定です。

第9条は、住民票の写しなど、添付書類の省略について定めるものです。

第10条は、情報通信技術の利用のための格差是正についての規定です。

第11条は、オンラインでできる町への手続などを公表することを定めるものです。

第12条は、規則への委任規定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程14、議案第8号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第8号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。ご覧をいただきたいと思います。

第4条ですが、監査の請求に関する規定について、地方自治法の改正において、引用条文についての条番号が改正されたことから、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行することとするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第9号 特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

初めに、概要についてご説明いたします。

多様化する行政需要に対応するため、全国的に臨時非常勤職員が増加をしており、その任用は制度趣旨に沿わない運用が見られたことから、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、法改正が行われております。

地方公務員法の改正では特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者などに限定をし厳格化され、これにより特別職非常勤の職として設定する場合には、任用根拠の趣旨に基づいて行うものとされたところでございます。

今回の条例案につきましては、改正後の地方公務員法で、非常勤特別職に該当しない職について削る改正を行うものです。

新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。

右側が改正前のものでございます。今回改正いたします、特別職非常勤職員であり、公民館長、資料館長、外国語指導助手、区長会長、区長をはじめ各区の役員、農家組合長、児童厚生員、月の沙漠記念館長、御宿町指定管理者選定委員会委員、地域公共交通会議会長とその委員、御宿町入学準備金選考委員会委員長とその委員を、別表の特別職非常勤職員から削る改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第16、議案第10号 御宿町国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第10号 御宿町国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

初めに、改正の背景及び目的について説明いたします。

国民健康保険特別会計は、平成20年度まで町単独で運営しており、前年度繰越金の一定額を基金に積み、高度医療への対応などによる医療費の急激な増加や、個人所得の減による保険税の落ち込みなどに備えていたところですが、平成30年度から、市町村に代わり県が財政運営の責任主体を担う国保の広域化が開始され、財政の安定化が図られたところです。

このような制度改革があった中、国保財政調整基金の平成30年度末の基金残高は約1億7,000万円あり、仮に県全体の医療費増により県への納付額が増額となった、または経済の低迷などにより国保税が減額となった、そのような場合においても、当面の間は安定財政を維持

するための基金を有しています。

本条例の改正案は、以上のような制度改正、または基金残高を踏まえた中で、基金への積立額を定める規定を緩和し、より効率的な会計運営をするため提案するものです。

基金については、引き続き会計運営の状況を鑑みながら、適正な額の予算計上に努めるとともに、国保税の負担抑制や、安定財政を維持するために計画的に繰り入れてまいりたいと考えております。

それでは、改正の内容について説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条中の、「毎年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算上生じた剰余金の5分の1以上とする。」を、「当該年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定める額とする。」に改めるものです。

附則は、施行期日を公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。

なお、本案については、2月19日開催の第4回国保運営協議会においてご承認いただいておりますことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第17、議案第11号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第11号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

デジタル手続法の施行に伴い、住民基本台帳法が改正されました。主な改正内容は、過去から現在の居住関係の公証が必要となる土地所有問題等に対応するため、住民票の除票、戸籍の附票の除票等の保存期間が延長されたことに伴い、これらの交付等の明文化がされました。このことから、交付に際して手数料を徴収するため、御宿町手数料条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。改正箇所を新たに明記し、アンダーラインを付しています。

戸籍の区分では、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料、住民基本台帳の区分では、除票の写しの交付手数料及び除票の記載事項の証明手数料について明記し、手数料の額につきましては、それぞれ300円とするものです。

附則といたしまして、この条例の施行日は公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

大変事務的なことをお聞きしますけれども、今まで、この除票、戸籍の附票の写しとか、そういったのは交付されていなかったんですか。それについて、新たにこれが交付することができるようになったということなんでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今までについても交付はされてきました。この新旧対照の表の区分でいいますと、その他の諸証明ということで交付をさせていただいておりました。

しかし、今回先ほど申しましたとおり、デジタル法等の関係で住民基本台帳法が改正になりまして、明記をされたということで今回ここに改正をさせていただくものです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第18、議案第12号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第12号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本基準は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が条例で定めることとされており、条例を定めるにあたっては原則国の示す基準に基づくこととされています。昨年5月の子ども・子育て支援法の改正に伴い、国の運営基準が改められたことから、町条例について所要の改正を行うものです。

子ども・子育て支援法は、保護者負担の軽減等を目的に改正が行われ、市町村の確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園等に通う3歳以上の児童の施設利用料は無償となり、保護者は食事の提供に要する費用等を納めることとなりました。また、3歳未満の児童については、法の改正前と同様に、食事の提供に要する費用が含まれた保育料を納めることとしていますが、

住民税非課税世帯等については、施設利用料を無償とするなどの制度改正が行われたところです。

幼児教育・保育の無償化については、昨年10月から実施されているところですが、法の改正から施行まで期間がなかったことなどから、1年を超えない期間において、市町村の条例が施行されるまでの間は、国基準を市町村の条例に定める基準とみなす経過措置が設けられているところです。

現在、本条例の対象となるおんじゅく認定こども園では、法改正、国の基準の施行に合わせ、無償化を実施しているところです。なお、本条例は、おんじゅく認定こども園等の市町村の確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園等を指す特定教育・保育施設、及び現在町内には実施事業者がない、原則3歳未満の児童を対象とした小規模保育等の特定地域型保育事業についての運営基準を定めるものです。

新旧対照表では、1ページから2ページの第3条までは総則、3ページの第5条から15ページの第36条までは特定教育・保育施設について、16ページの37条から26ページの第52条までは特定地域型保育事業についての規定となっており、27ページ以降は附則の改正となります。

それでは、新旧対照表に沿って、改正案の説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第2条は、本条例に用いる用語の定義を定めるものですが、9号から11号は、子ども・子育て支援法の改正により、支給認定とされていた用語が、教育・保育給付認定に改められたことに伴い、用語の定義を改めるものです。

以後、改正前の支給認定を教育・保育給付認定に改める内容の説明については、法改正に伴う用語の改正となりますので、省略をさせていただきます。

第12号から第16号は、本条例案第13条第4項等において用いる用語について加えるものです。

第12号は、満3歳以上で教育・保育給付の認定を受け、幼稚園、保育所、認定こども園に通う児童、第13号は、満3歳に達した日以降、最初の3月31日までの間にある保育を必要とする児童、第14号は、満3歳未満の保育を必要とする児童、第15号及び16号は、給食費の算定に市町村民税所得割の額や、当該児童が第何子であるかが必要となることから、定義を加えるものです。

第17号は、第12号から第16号が加わったことにより、第12号を第17号に繰り下げるものです。

第19号は、改正前の第14号を改めるものですが、法の改正により引用条文が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

2 ページ中段の第3条は、運用基準の一般原則定めるものですが、法改正の趣旨に基づく国基準の改正に合わせ、第1項に保護者の経済的負担の軽減への適切な配慮を加えるものです。

3 ページをご覧ください。

第5条は、特定教育・保育の提供開始にあたって、特定教育・保育施設が保護者等に説明する内容や手続等を定めるものですが、利用者負担を第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項に改め、説明すべき事項を明確にするものです。

4 ページの第8条は、特定教育・保育施設が、保護者に対して行う幼児教育・保育の受給資格の確認事項について定めるものですが、支給認定証の交付を受けていない保護者への対応についての規定を加えるものです。

6 ページをご覧ください。

第13条は、利用者負担額の受領について定めるものですが、第2項は、3歳以上の児童の施設利用料が無償となることから、所要の改正を行うものです。

第4項第3号は、給食費について定めるものですが、アからウは、副食費の免除など、給食費の特例について規定するものです。アは、副食費が免除となる世帯の市町村民税所得割の額を、イは、副食費の免除対象となる多子世帯について、ウは、3歳未満児の給食費はこれまでと同様に利用料に含まれることから、保護者が負担する費用から除くとするものです。

なお、おんじゅく認定こども園では、法改正により一部の保護者について負担増が見込まれたことから、教育民生委員会等にご意見をいただきながら、これまでの町独自の軽減措置を継続することとし、関連規則の改正を行い、主食費の保護者負担を求めず、また、多子世帯の免除対象についても、国基準の就学前を小学校3年生までとすることとし、10月から執行しているところです。

8 ページの第14条は、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費について、新たに第35条及び第36条に読替規定を設けたことから、法第28条の引用部分を削除するものです。

9 ページから10ページ上段までの第20条は、特定教育・保育施設が運営規程に定めておかなければならない事項を規定するものですが、第5号の支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用を、第13条の改正に伴い、第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支給を受ける費用として、定めるべき事項を明確にするものです。

12 ページをご覧ください。

第29条は、特定教育・保育施設の利益供与の禁止について定めるものですが、特定教育・保育施設及び地域型保育の定義については、法に定義がされていることから、法の引用部分につ

いて、国基準と同様に削るものです。

14ページの第35条は、幼稚園に通う児童が受ける保育である、特定利用保育の基準について定めるものですが、特定利用保育を特定教育・保育施設が提供する場合には、特定教育・保育の基準を準用するものとする読替規定を第3号に定めるものです。

15ページ、第36条は、保育を必要とする3歳以上の児童が受ける教育である、特定利用教育の基準について定めるものですが、第35条の改正と同様の読替規定を第3項に定めるものです。

16ページからは、特定地域型保育事業に関する基準を改めるものとなります。現在、御宿町では該当する事業はありませんが、国基準に合わせて改正を行うものとなります。

第37条は、利用定員に関する基準、第38条は、特定地域型保育事業者が事業を開始する際に、あらかじめ利用申込者に対し説明しなければならない事項、16ページから17ページにかけての第39条は、特定地域型保育事業者が利用申請を受けた際に、正当な理由なく保育の提供を拒否できない旨の規定、第40条及び第41条は、特定地域型保育事業者が協力、把握すべき事項を定めるものです。それぞれ第2条第14号に、満3歳未満認定子どもの定義が設けられたことから、所要の改正を行うものです。

18ページの第42条は、特定地域型保育事業者が、認定こども園、幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設と連携協力を確保する事項を定めるものですが、第1項第1号から第3号までは、第2条第14号に満3歳未満保育認定子どもの用語が定義づけられたこと及び第2項から第5項及び第8項を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、第2項から第5項及び次ページの第8項は、特定地域型保育事業や居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、第1項の連携確保基準を緩和するために追加するものです。

20ページ及び21ページの第43条は、利用者負担額の受領について定めるものですが、改正前に定めていた特別地域型保育事業所が、幼稚園に通う児童及び3歳以上の保育を必要とする児童に保育を行う際の規定について、第51条及び第52条に準用規定を設けたことから、不要となる部分について削除するものです。

22ページの第46条第1項第5号は、運用規程に定めるべき事項について規定するものですが、費用の種類をより明確にするため、関係条文を明記するものです。

第47条及び23ページ上段の第49条は、第2条第14号に満3歳未満保育認定子どもについて定義づけられたこと及び国の基準に合わせ、文言の整理を行うものです。

第50条は、特定地域型保育事業を実施する際に、24ページの第51条第3項は、特定地域型保育事業者が、幼稚園に通う児童に対し行う保育である、特別利用地域型保育事業を行う際に、

26ページの第52条第3項は、特定地域型保育事業者が3歳以上の保育を必要とする児童に行う保育を行う際に、それぞれ特定教育・保育施設の基準を準用することとするものです。

27ページからは附則を改正するものですが、第2条は、当分の間、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所である特定保育所について、第13条の利用者負担額等の受領について及び第19条の保護者が不正に給付を受けた際の通知については、特定教育・保育施設と同様とすることを定めるものです。

28ページの改正前の第3条第1項及び30ページの第2項は、幼稚園に通う児童の施設利用料について経過措置を定めていた条文ですが、当該児童に係る利用料について無償となったことから削除するものです。

29ページ下段の附則第5条は、特定地域型保育事業者の連携施設確保についての特例を定めるものですが、第42条第8項に、特例保育所型事業所内保育事業者の免除規定を設けたことから、不要となった文言の整理を行うとともに、特例の経過措置を5年から10年に延長するものです。

最後に、本一部改正の附則の施行日を公布の日からとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明5日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時14分)